

資料 162-5

第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金 の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の 額及び徴収方法の認可について

(諮問第3204号)

＜目 次＞

| | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 答申書（案） | 1 |
| 2 | 申請概要 | 1 4 |
| 3 | 審査結果 | 3 2 |
| 4 | 参考資料 | 3 4 |

別添

- 第二種交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
- 第二種負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）

令和7年※月※日

総務大臣
林芳正殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長相田仁

答申書

令和7年10月28日付け諮問第3204号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第110条の4第1項の規定による第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条の5第2項において準用する同法第110条第2項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法の認可については、諮問のとおり認可することが適當と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

「第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに
第二種負担金の額及び徴収方法の認可」に対する意見募集

■意見募集期間:令和7年10月29日(水)から同年11月28日(金)まで

■案件番号:145210594

■意見提出数:12件(個人:1件) ※意見提出数は、意見提出者数としています。

■意見提出者:以下のとおり(受付順・敬称略)

| 受付 | 意見提出者 |
|----|-------------------|
| 1 | 個人 |
| 2 | 匿名A |
| 3 | 株式会社ギガプライズ |
| 4 | 一般社団法人テレコムサービス協会 |
| 5 | 株式会社NTTドコモ |
| 6 | ソフトバンク株式会社 |
| 7 | 楽天モバイル株式会社 |
| 8 | 中部テレコミュニケーション株式会社 |
| 9 | KDDI株式会社 |
| 10 | NTT東日本株式会社 |
| 11 | NTT西日本株式会社 |
| 12 | 匿名B |

■ 第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について

| 意 見 | 考え方 | 案の修正 |
|--|--|------|
| <p>(意見1)</p> <p>今般一般社団法人電気通信事業者協会から申請があった第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法並びに第二種負担金の額及び徴収方法については、いずれも認可することが適当であると考えます。</p> <p>電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)の施行等による第二号基礎的電気通信役務(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス)並びに当該サービスに係る交付金及び負担金に関する制度の創設以来、本件は当該交付金及び負担金に係る初めての認可申請となります。</p> <p>テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のデジタルサービスを離島・山間地等の地理的に条件が不利な地域を含め全国あまねく高水準で活用できるようにするためにも、その基盤となる光ファイバ網の維持は極めて肝要です。</p> <p>当社も、第二号基礎的電気通信役務に係る負担金の負担事業者としてその維持に貢献してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p> | <p>(意見1に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見については、意見募集の対象である第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可及び第二種負担金の額及び徴収方法の認可の申請(以下「認可申請」といいます。)並びに諮問3204号の考え方に対する<u>賛同の御意見</u>として承ります。</p> | — |
| <p>(意見2)</p> <p>ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度に基づく第二種負担金については、第二種負担金が負担事業者から卸先事業者に、さらには、卸先事業者から利用者に、その負担が転嫁されうることが考えられます。</p> <p>そのため、多くの事業者に事務コスト等が発生することを踏まえれば、事務コスト等の低減の観点から、年1回、令和8年3月末の算定対象回線数を基に徴収することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> | <p>(意見2に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見1に対する考え方と同じです。</p> | — |
| <p>(意見3)</p> <p>令和8年度の第二種負担金の徴収方法について、年1回徴収の方針に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p> | <p>(意見3に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見1に対する考え方と同じです。</p> | — |
| <p>(意見4)</p> <p>今回支援機関が認可申請した第二種負担金の金額及び徴収方法については、当社としても賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【NTT東日本株式会社】</p> | <p>(意見4に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見1に対する考え方と同じです。</p> | — |
| <p>(意見5)</p> <p>今回支援機関が認可申請した第二種負担金の金額及び徴収方法については、当社としても賛同いたします。</p> | <p>(意見5に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見1に対する考え方と同じです。</p> | — |

| | | |
|--|---|----------|
| <p>【NTT西日本株式会社】</p> <p>(意見6)</p> <p>第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の見込み額を踏まえ、ユニバーサルサービス制度の趣旨に則り、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第3条により、2026年は、2026年3月末回線数を基に1度だけ負担金の徴収を行う方向性に賛同します。</p> <p>第二種交付金・負担金制度については、2026年より新たに始まる制度であることを踏まえ、運用上の課題や改善点が生じた際には、適時適切に運用の見直しを検討いただきたいと考えます。</p> | <p>(意見6に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見の前段については、認可申請及び諮問3204号の考え方に対する<u>賛同の御意見</u>として承ります。</p> <p><u>総務省においては、御意見後段の御指摘も踏まえ、第二号基礎的電気通信役務に関する制度の在り方について必要に応じて見直しの検討を行うことが適当</u>であると考えます。</p> | <p>—</p> |
| <p>【株式会社NTTドコモ】</p> <p>(意見7)</p> <p>今回、第二種負担金の初回の認可申請にあたり、交付金額の規模や事業者の負荷等を考慮のうえ、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(以下、第二号算定等規則)第3条の規定に基づく許可がなされ、当該認可申請がなされたこと、そして、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第160回)の諮問の通り、当該認可申請内容を認可することについて、賛同いたします。</p> <p>第二種交付金制度については、2022年(令和4年)6月情報通信審議会電気通信事業政策部会(第61回)資料61-1-2「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方概要」P.4では「約8円/月・契約」の試算結果が示されており、この試算等を前提として、これまで第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等が整備されてきた理解です。</p> <p>しかしながら、今回認可申請がなされた1回線当たりの負担額(令和7年の申請単価)は年間2円となり、当初試算と比して大幅な乖離が生じています。当初試算(年間に換算すると1回線あたり約96円)は最大値を念頭に置いたものと想定されることや、今回の認可申請は初年度という点を考慮したとしても、試算時点との水準差は大きく、結果的に制度設計段階での想定と実績との間に相当程度の開きが生じたものと認識しています。</p> <p>交付金制度の設計においては、交付金制度によってもたらされる効果と制度の運用コストとのバランスを取る必要性があるところ、交付額や、1回線あたりの負担額の見込みは制度設計における重要な要素であったと考えます。</p> <p>したがって、制度設計段階での想定と実績の間で相当程度の乖離が生じた理由をお示しいただくことを要望するとともに、今後同様の制度検討がなされる場合にも、可能な限り精緻な見込みとなるようご検討いただきたく考えます。</p> <p>また、第二種交付金制度においては、負担金の徴収対象を判定する際、電話番号によって対象を明確に識別できる第一種交付金制度とは異なり、提供する役務や提供形態などを詳細に把握する必要がある認識です。そのため、正確性を重視した制度設計とすることが可能となった一方で、制度運用が非常に複雑化しています。</p> <p>さらに、制度対応に関わる関係者の稼働としても、第一種交付金制度とは異なり、第二種交付金</p> | <p>(意見7に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見の一段目については、認可申請及び諮問3204号の考え方に対する<u>賛同の御意見</u>として承ります。</p> <p><u>総務省においては、御意見二段目以降の本制度の運用コストについての御指摘も踏まえ、第二号基礎的電気通信役務に関する制度の在り方について必要に応じて見直しの検討を行うことが適当</u>であると考えます。</p> | <p>—</p> |

| | |
|--|--|
| <p>制度では報告に際して徴収対象外の事業者からも関連情報の提供が必要となるなど、制度に関わる事業者の数が多く、事業者・支援機関・総務省の全体としての稼働も大きいものと認識しています。</p> <p>これらを総合的に勘案すると、交付金制度による効果以上に、制度の運用コストが極めて高い状態にあると考えます。</p> <p>安定的な第二種交付金制度の運用のため、制度設計当初は簡素性も考慮されていた※ことや、今回の認可申請において運用コストについても考慮されたことも踏まえつつ、実際の運用状況も見ながら、運用コストが過剰とならぬよう今後も制度の見直しが必要であると考えます。</p> <p>※ 「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申(R5年2月7日)」P.58にて「卸元事業者が卸電気通信役務の提供に係る回線数に基づいて負担することが制度の簡素化に資すると考えられ、実際に、電話に関するユニバーサルサービス制度でも、支援機関は卸元事業者から負担金を徴収している。」との記載あり。</p> | |
| <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>(意見8)</p> <p>第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金及び第二種負担金制度は、採算性の低い地域においても最低限の通信サービスを維持するための重要な仕組みであり、情報通信の公平性と持続可能性を支える制度設計として高く評価します。特に、特別支援区域におけるFTTHアクセスサービスの提供に対して、事業者の収支状況を踏まえた交付金の算定が行われている点は、制度の公平性と整合性を支えるものと理解しています。</p> <p>一方で、制度の実効性と社会的納得性を高めるためには、以下の点について丁寧な検討と改善が求められると考えます。</p> <p>第一に、制度の透明性と情報公開の強化です。交付金・負担金の算定根拠、支援区域の指定基準、収支表の公開状況などについて、一般市民や地域住民が理解しやすい形で情報が整理・公表されることが望まれます。制度の透明性が高まることで、公共資金の使途に対する信頼性も向上し、制度への参加意識や納得感が醸成されると考えます。</p> <p>第二に、支援区域の指定にあたっては、設備規模や所有者属性だけでなく、地域の実際の通信困難度や住民の声を反映した柔軟な判断がなされることを希望します。特に、地方公共団体が所有する設備が交付金算定から除外されている点については、地域の実情に即した制度運用が求められます。制度は、数字の整合性だけでなく、暮らしの実感に寄り添うものであってほしいと願います。</p> <p>第三に、負担金制度の公平性と納得性の確保です。令和8年度に限り、算定等規則によらず年1回・1か月分の回線数に基づいて負担金を算定する特例的な運用については、徴収対象事業者の事務負担軽減や制度運用の合理性を踏まえた柔軟な対応と評価します。しかし、制度の本来の趣旨が「受益者負担の公平性」にあることを踏まえると、複数年度にわたる交付金の原資を特定年度に集中して徴収することには慎重な検討が必要です。特に、回線数の変動や事業者間の収益構造の違いが大きい中で、徴収のタイミングや算定方法が制度の公平性に与える影響について、今後の制度設計において丁寧な検証が求められます。</p> | <p>(意見8に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見の一段目については、認可申請及び諮問3204号の考え方に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>総務省においては、御意見二段目以降の御指摘(制度の透明性と情報公開の強化、負担金制度の公平性と納得性の確保、支援業務の妥当性と成果の可視化、制度の持続性と公共性の両立及び赤字が続く事業者への支援の在り方)も踏まえ、第二号基礎的電気通信役務に関する制度の在り方について必要に応じて見直しの検討を行うことが適当であると考えます。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第四に、支援業務費の妥当性と成果の可視化です。申請単価の根拠となる支援業務費についても、業務内容・費用構造・成果の可視化など、より透明性の高い情報公開がなされることで、制度への信頼性が高まると考えます。特に、周知活動やコールセンター委託などの費用が制度の目的に照らして妥当であるか、定期的な検証と公表が必要です。</p> <p>第五に、制度の持続性と公共性の両立です。制度は、徴収の効率性だけでなく、受益と負担のバランス、事業者間の納得感、そして公共性への配慮をもって運用されることを強く希望します。情報通信は、単なるインフラではなく、地域の暮らしや命綱を支える公共財です。制度設計においては、財務的合理性だけでなく、倫理的・社会的な視点が常に問われるべきです。また、地方におけるケーブルテレビ事業者の役割についても、制度設計においてより深く評価されるべきです。CATV事業者は、地元ニュース、防災情報、学校行事の放送など、地域密着型の情報提供を担っており、単なる放送事業者ではなく、地域の情報インフラとして機能しています。特に、地上波の電波が届きにくい地域では、CATVが唯一の情報源となる場合もあり、通信と放送の両面から地域を支える存在です。こうした公共的役割を果たす事業者が、制度の支援対象として適切に位置づけられることを希望します。</p> <p>最後に、赤字が続く事業者への支援は、地域の通信インフラを守るために必要な措置である一方で、制度依存が慢性化しないよう、改善の道筋と情報の透明化が不可欠です。支援は「守る」だけでなく、「育てる」ものであってほしい。制度の持続可能性と公共性を両立させるために、赤字構造の検証と改善努力の可視化を強く希望します。</p> | |
| <p>【匿名A】</p> <p>(意見9)</p> <p>現在、支援業務に係る費用については、実質的に回線負担金と同等の水準となっており、課題であると感じております。つきましては、より効率的な運用方法の検討および費用抑制に向けた施策の導入を要望いたします。</p> <p>【株式会社ギガプライズ】</p> | <p>(意見9に対する考え方)</p> <p>御指摘の<u>支援業務に係る費用の水準</u>は、電気通信事業法(昭和59年法律第85号。以下「法」という。)第110条の規定により準用する法第80条の規定に基づき<u>総務大臣の認可を受けた基礎的電気通信役務支援機関</u>(以下「支援機関」という。)の<u>收支予算の範囲内</u>であると承知しており、<u>直ちに課題であるとまではいえない</u>と考えます。</p> <p>その一方で、<u>支援機関の業務がより効率的に運用されることが望ましい</u>ことは御指摘のとおりであるため、総務省においては、<u>支援機関の收支予算の認可に当たり、引き続き、支援業務の妥当性</u>といった観点から、<u>收支決算書や收支予算案の検証を継続していく</u>ことが適当であると考えます。</p> |
| <p>(意見10)</p> <p>一般社団法人電気通信事業者協会の会長はNTTの社長で、NTTに対する交付金の申請をする建付けは全く透明性がなく、廃止すべきである。</p> <p>【個人】</p> | <p>(意見10に対する考え方)</p> <p>御指摘の一般社団法人電気通信事業者協会(以下「協会」という。)は、<u>法第106条の規定に基づき</u>、平成17年12月に総務大臣から<u>支援機関としての指定を受けた者</u>です。この<u>支援機関</u>には、法の規定により、<u>総務大臣の認可を受けた支援業務規程</u>によって<u>第二種交付金の額を算定すること等が義務付け</u>られています。</p> <p>また、支援機関である協会は、<u>事前に、複数の電気通信事業者及</u></p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p><u>び学識経験者から構成される支援業務諮問委員会にその内容を諮り、答申を受けた上で、第二種交付金の額等について認可申請をしていると承知しています。</u></p> <p>こうしたことを考えると、支援機関として指定を受けた一般社団法人の会長と第二種交付金の交付を受ける第二種適格電気通信事業者の親会社の代表取締役社長とが同一の人物であることをもって今般の第二種交付金の額の算定や認可の申請に透明性がないと指摘されることには、理由がないと考えます。</p> | |
|--|--|--|

■ その他

□ 第二種交付金の算定方法について

| 意　見 | 考え方 | 案の修正 |
|---|---|------|
| <p>(意見11)</p> <p>2025年11月28日付の支援区域の指定解除により、今回支援機関より申請されたNTT東西に係る交付金の算定対象町字の一部(15町字)が支援対象外となり、申請された金額を交付いただけない状況が生じているところです。</p> <p>また、交付金の算定対象外も含めると、NTT東西の担当支援区域として指定されていた区域のうち、約2割にあたる3,799町字が今回指定解除される状況となっております。</p> <p>このように、適格事業者自身に起因しない要因で支援が継続されなくなるリスクがある状況では、未整備地域の新規整備や公設設備の譲受を進めることは困難であるため、当初は特別支援区域に指定されており、支援が受けられることを期待して新規整備・民設移行した区域については、その後の状況変化によらず支援が継続される仕組みにしていくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTT東日本株式会社】</p> | <p>(意見11に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見は、<u>直接的には認可申請及び諮問第3204号に関するものではありませんが、総務省においては、御指摘も踏まえ、第二号基礎的電気通信役務に関する制度の在り方について必要に応じて見直しの検討を行うことが適当であると考えます。</u></p> | — |
| <p>(意見12)</p> <p>2025年11月28日付の支援区域の指定解除により、今回支援機関より申請されたNTT東西に係る交付金の算定対象町字の一部(15町字)が支援対象外となり、申請された金額を交付いただけない状況が生じているところです。</p> <p>また、交付金の算定対象外も含めると、NTT東西の担当支援区域として指定されていた区域のうち、約2割にあたる3,799町字が今回指定解除される状況となっております。</p> <p>このように、適格事業者自身に起因しない要因で支援が継続されなくなるリスクがある状況では、未整備地域の新規整備や公設設備の譲受を進めることは困難であるため、当初は特別支援区域に指定されており、支援が受けられることを期待して新規整備・民設移行した区域については、その後の状況変化によらず支援が継続される仕組みにしていくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTT西日本株式会社】</p> | <p>(意見12に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見11に対する考え方と同じです。</p> | — |

□ 第二種負担金の算定に係る回線数等の報告について

| 意 見 | 考 え 方 | 案の修正 |
|---|--|------|
| <p>(意見13)</p> <p>弊社は、本意見書提出時点において第二種負担金の負担事業者ではございませんが、様式30の2の報告および卸元事業者間での回線報告数の共有において、大きな業務負担が生じます。令和8年4月以降、年12回の報告が求められる場合、業務負担がさらに増加することを懸念しております。つきましては、令和8年度のみでなく、令和9年度以降の第二種負担金の徴収および当該負担金の額を算定するための総務大臣に対する回線数の報告についても、年1回にしていただきく、要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ギガプライズ】</p> | <p>(意見13に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見は、<u>直接的には認可申請及び諮問第3204号に関するものではありませんが、総務省においては、御指摘を踏まえ、運用コストに配慮して、必要な措置を講ずることが適当</u>であると考えます。</p> | — |
| <p>(意見14)</p> <p>また、令和8年度の第二種負担金の徴収が年1回になる場合は、第二種負担金の額の算定に必要な毎月末の回線数等の報告については、こちらも事業者の報告に係るコスト等を考慮頂き、令和8年3月末の回線数を対象に年1回の報告とすることをご検討頂きますようお願いいたします。</p> <p>今後、第二種負担金の徴収が年1回から月1回となるような大幅な変化が予見される場合は、多くの事業者にとって変更にかかる事務コスト等が発生することから、可能な限り早期に事業者へ周知いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> | <p>(意見14に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。</p> | — |
| <p>(意見15)</p> <p>第二種負担金の対象となる回線数の把握のため、負担対象事業者が毎月末の負担対象回線数を報告することについて、電気通信事業報告規則第9条により、規定されています。</p> <p>他方、2026年は第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第3条に基づく申請により、2026年3月末の回線数のみを基にした負担金の徴収が行われる見込みであることを踏まえ、2026年の電気通信事業報告規則に基づく第二種負担金算定に係る回線数報告は、2026年3月末分のみとし、伴って電気通信事業報告規則における規定についても本方向性に対応するよう整備頂きたいと考えます。</p> <p>また、2027年以降も同様に、負担対象回線数の算定に必要な時期に絞って報告を求める等、行政・事業者双方の対応コストを踏まえた、柔軟な整理をお願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p> | <p>(意見15に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。</p> | — |
| <p>(意見16)</p> <p>今回の認可申請において、第二種負担金の額は「令和7年の申請単価」×「令和8年3月末における回線数」とされており、負担金の徴収についても年1回、2026年(令和8年)3月末における回線</p> | <p>(意見16に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。</p> | — |

| | |
|---|--|
| <p>数報告に基づき実施される旨の申請がなされており、当該申請により、負担金の算定、徴収回数及び徴収対象となる回線数の対象月が明確化されたと理解しています。</p> <p>一方で、電気通信事業報告規則(以下、報告規則)第9条においては、算定対象回線数を算出するために用いる回線数等の報告に係る規定が設けられています。</p> <p>報告規則第9条に基づく月末時点の回線数等の報告の結果は、負担金の徴収や回線単価の算出に用いられるものと認識していますが、総務省・支援機関・事業者の運用コストを削減する観点から、2026年(令和8年)については、以下理由より報告規則第9条に基づく回線数等の報告も2026年(令和8年)3月末の1回のみとすべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【負担金徴収の観点】今回の認可申請の内容であれば2026年(令和8年)は3月末における回線数報告に基づく徴収のみが予定されており、その他の月については回線数報告を行つたとしても負担金の徴収には用いられないこと 【回線単価算出の観点】第二号算定等規則附則第3項により、算定対象回線数の直近の継続した月数が12か月間に満たない場合においても回線単価が算出可能と認識していることから、次回の単価算定においても、2026年(令和8年)は3月末における回線数報告のみでも算出が可能と考えられること <p>また、来年度以降においても、負担金の徴収が年間12回に満たない場合は、上述の内容と同じ理由から、報告規則第9条に基づく月末時点の回線数等の報告は負担金の徴収が発生する月のみとできるよう、報告規則の規定を見直していただきたいと考えます。</p> | |
| <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>(意見17)</p> <p>これに伴い、算定等規則第25条第1項に基づき総務大臣から支援機関に通知される「算定対象回線数」については、基準時点を单一時点(令和8年3月末)とされています。上記との整合を図る観点から、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第9条に基づく回線数等の毎月末報告についても、令和8年度に限り当該基準時点である「令和8年3月末」における回線数の年1回報告とする特例的な運用を要望いたします。</p> <p>令和9年度以降の回線数等の報告頻度についても、配分の公平性と事務負担のバランスに配慮しつつ、年1回程度の必要最小限の頻度とされることを要望いたします。</p> | <p>(意見17に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。</p> |
| <p>【中部テレコミュニケーション株式会社】</p> <p>(意見18)</p> <p>電気通信事業報告規則では、毎月末の回線数等(高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数及び第二種負担金の額の算定に関し必要な事項)の状況を翌々月の二十日までに総務大臣へ報告することが求められていますが、制度の運用が開始された後の状況を踏まえ、報告頻度の見直しについて検討いただくことを要望いたします。</p> <p>少なくとも、今回のように第二種負担金算定等規則第3条の規定に基づく許可申請が行われ、第二種負担金の徴収が1回限りとされる場合等においては、電気通信事業報告規則を変更し、負担金の算定に必要な月末(今回であれば令和8年3月末)における回線数等の状況のみ報告する</p> | <p>(意見18に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>ことで足りる旨を規定していただきたく存じます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> | |
| <p>(意見19)</p> <p>第二種負担金については、電気通信事業報告規則第九条第二号に基づき、ブロードバンドサービスを提供する各事業者が 每月自らの回線数を総務省に報告し、当該回線数報告に基づき、支援機関が事業者毎の負担金の算定および徴収を行うこととされています。今回、支援機関の第二種負担金に係る申請においては、2026年の負担金の徴収は年1回(2026年3月末の回線数に基づく徴収)とされていることを踏まえ、徴収に必要な月のみ事業者に対して回線数の報告を求める運用が可能となるよう制度の見直しを行っていただきたいと考えます。</p> <p>なお、上記の制度見直しが行われる場合、負担金徴収(回線数報告)のタイミングは、報告規則第二条に基づく四半期毎の契約等状況報告と同時期に行っていただくことが効率的と考えます。</p> <p>【NTT東日本株式会社】</p> | <p>(意見19に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。</p> <p>—</p> |
| <p>(意見20)</p> <p>第二種負担金については、電気通信事業報告規則第九条第二号に基づき、ブロードバンドサービスを提供する各事業者が 每月自らの回線数を総務省に報告し、当該回線数報告に基づき、支援機関が事業者毎の負担金の算定および徴収を行うこととされています。今回、支援機関の第二種負担金に係る申請においては、2026年の負担金の徴収は年1回(2026年3月末の回線数に基づく徴収)とされていることを踏まえ、徴収に必要な月のみ事業者に対して回線数の報告を求める運用が可能となるよう制度の見直しを行っていただきたいと考えます。</p> <p>なお、上記の制度見直しが行われる場合、負担金徴収(回線数報告)のタイミングは、報告規則第二条に基づく四半期毎の契約等状況報告と同時期に行っていただくことが効率的と考えます。</p> <p>【NTT西日本株式会社】</p> | <p>(意見20に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。</p> <p>—</p> |

□ 第一種負担金の算定に係る電気通信番号数の報告について

| 意 見 | 考 え 方 | 案の修正 |
|--|--|------|
| <p>(意見21)</p> <p>関連制度全体の負担軽減の観点から、第一種負担金の算定に係る電気通信番号数の報告頻度についても、第二種負担金の報告頻度と同様に、現行の毎月末報告から必要最小限の頻度へ見直すことを、今後の適切な機会において検討いただくことを要望いたします。</p> <p>【中部テレコミュニケーション株式会社】</p> | <p>(意見21に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見は、総務省において<u>今後の施策の参考</u>とすることが適当であると考えます。</p> <p>—</p> | |

| | | |
|---|--|----------|
| <p>(意見22)</p> <p>またこれに関連して、第二種負担金の報告頻度と同様に、第一種負担金の算定に係る電気通信番号数の報告頻度についても、現行の毎月末報告から必要最小限の報告頻度へ見直すことを、今後の適切な機会において検討いただくことを要望いたします。</p> <p>負担金制度全体の安定的な運用を確保しつつ、総務省・事業者・支援機関等の実務上の課題に柔軟に対応できるよう、今後も適時適切な見直しを要望いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> | <p>(意見22に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見に対する考え方は、意見21に対する考え方と同じです。</p> | <p>—</p> |
|---|--|----------|

□ その他

| 意 見 | 考 え 方 | 案の修正 |
|--|---|----------|
| <p>(意見23)</p> <p>プロードバンドのユニバーサルサービス制度は、今後、高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地方の利便性向上のため、基幹的な情報通信インフラである光ファイバの安定的な整備・維持を推進していくことを副次的な目的として設計されたものと理解しています。</p> <p>今般の「第二種交付金の額及び交付方法認可申請書」の「表1 算定等規則第5条第1項第二号口により算定される単位区域として届出があった担当支援区域数」について詳細説明されている、電気通信事業部会(第160回)配布資料「160-1 第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について」の「別紙1別添『2. 認可申請のあった第二種交付金の額⑥(参考:対象区域数等)』」によれば、「原価等の算定の対象となった担当支援区域数及び回線数」において、公設区域が大半を占めていることや原価算定対象が少ない実態が見られます。※</p> <p>今回、NTT東日本およびNTT西日本への交付金の額は1.48億円程度の水準になっていますが、一部コストが未算入という実態はあるものの、これは公設地域・回線数が大半であることや新規整備が進んでいないことが主な要因であると考えられます。</p> <p>このような状況下、今年8月に2023年度の光ファイバ世帯カバー率は97.09%(未整備約162万世帯)と発表されました。光ファイバ整備率の推計手法の見直しにより、従来公表されていた2022年度の光ファイバ世帯カバー率99.84%(未整備約10万世帯)から大きく後退する結果となっています。</p> <p>今後、第二種交付金にかかる費用の段階的な拡大が想定されることに鑑みれば、2022年2月の費用試算で実施したように、改めて自治体へのアンケート等を行い、新規整備・民間移行を求める世帯の精緻化を図り、交付金算定における予見性・透明性を高めることが重要であり、これらの需要を適格事業者の特別支援区域整備・役務提供計画書に反映させることにより、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」が掲げる2027年度末までの光ファイバ世帯カバー率99.9%(未整備約5万世帯)の実現を後押しする取組みにもつながるものと考えます。</p> | <p>(意見23に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見は、総務省において<u>今後の施策の参考</u>とすることが適当であると考えます。</p> | <p>—</p> |

| | |
|--|--|
| <p>また、2028年度から最終保障提供責務が導入された場合、お客さまからの求めがあっても、同じ区域で他事業者が基礎的電気通信役務を提供していれば最終保障役務提供義務が生じないため、2027年度で光ファイバの整備目標が達成できていない場合は、それ以降の整備が停滞し目標未達となる懸念があります。</p> <p>したがって、総務省においてはこれらの取組みを実施及び注視し、国家目標達成に向けて推進していくことが重要と考えます。</p> <p>※ 以下に、電気通信事業部会(第160回)配布資料160-1「別紙1別添『2. 認可申請のあった第二種交付金の額⑥(参考:対象区域数等)』」に基づく値を示します。</p> <p>「施行規則第40条の8の5第2項第一号に該当する単位区域」(未整備地域):</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東日本の担当支援区域162区域中で原価算定対象となったのは32区域(180回線) NTT西日本の担当支援区域131区域中で原価算定対象となったのは2区域(165回線)。 <p>「施行規則第40条の8の5第2項第二号に該当する単位区域」(公設地域):</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東日本の担当支援区域5,273区域中で原価算定対象となったのは317区域(10,471回線) NTT西日本の担当支援区域1,757区域中で原価算定対象となったのは32区域(912回線) <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p> | |
| <p>(意見24)</p> <p>第二種ユニバーサルサービス認可案を通じた通信料金公共料金化と地方デバイド解消の提案</p> <p>認可案を支持しますが、第二種基礎的電気通信役務の交付金・負担金認可を機に、大手通信会社の携帯電話料金と光回線料金を公共料金化し、MVNO躍進と地方光回線普及を推進し、デジタルデバイドを解消すべきです。</p> <p>地方のブロードバンド普及率75%未満で、負担金が弱者(高齢者・低所得層)のアクセスを阻害。</p> <p>大手寡占(シェア90%)による料金高止まりが問題です。</p> <p>公共料金化で基本プランを月3,000円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、店舗対応コスト減と家計負担10-20%軽減が可能。</p> <p>たとえば、携帯電話料金プランの段階制を禁止しデータ容量無制限の低価格プランや低容量プランを義務化すれば、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用がしやすくなり、地方のデジタルデバイドを解消します。</p> <p>MNP審査を簡易化(オンライン即時審査、信用情報不要)し、手数料・解約金・複雑割引、実質的レンタル販売を禁止すれば、乗り換え率20%向上。MVNO躍進で多様な使い方(低容量プランやIoT特化、時間帯別速度制限)を対応させ、大手はシンプルプランに絞ることで市場競争を活性化。</p> <p>中古市場も活性化します。端末販売を家電量販店に分離(自由価格設定)で余剰在庫廃棄を削減(CO2排出5%低減)。海外メーカーの新機種サイクルに対抗し、日本メーカーの長寿命端末(バッテリー交換可能、OS更新10年対応)を奨励で、環境負荷を抑えつつ弱者の端末購入負担15%軽減できます。</p> | <p>(意見24に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見の冒頭部分については、認可申請及び諮詢3204号の考え方に対する<u>賛同の御意見</u>として承ります。</p> <p>これ以降の部分は、総務省において<u>今後の施策の参考</u>とすることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">—</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>地方光回線普及を義務化し、公共料金化で固定電話終了後のIP放送を推進すれば、地方の電波弱い地域（限定局しか視聴できない地域）でも安定した放送サービスが提供され、高齢者の情報格差を埋めます。</p> <p>これにより、通信全体のCO₂排出（インフラ効率化で5-10%低減）にも寄与し、持続可能な社会を構築。</p> <p>これらの施策で、認可案の効果を最大化し、すべての国民が安心してデジタル社会に参加できる環境を構築。認可案に反映を求める。</p> <p>【匿名B】</p> | | |
|---|--|--|

（以上）

申 請 概 要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 島田 明）
(電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 106 条の規定に基づき総務大臣が指定した基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。)

2 申請年月日

令和 7 年 10 月 20 日

3 申請の概要

(1) 全体概要

支援機関が、第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金及び第二種負担金について次の認可を受けようとするもの

- ① 法第 110 条の 4 第 1 項の規定に基づく第二種適格電気通信事業者に交付する第二種交付金の額及び交付方法の認可
- ② 法第 110 条の 5 第 2 項において準用する法第 110 条第 2 項の規定に基づく高速度データ伝送役務提供事業者※から徴収する第二種負担金の額及び徴収方法の認可

※ 法第 7 条第 2 号に規定する高速度データ伝送電気通信役務（電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 40 条の 7 の 2 に掲げるものを除く。）を提供する電気通信事業者であって、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号）第 27 条第 1 項に規定する方法により算定した前事業年度の電気通信事業の収益が 10 億円を超える者（令和 7 年 9 月末現在 98 社）

(2) 認可申請のあった第二種交付金の額及び交付方法の概要

① 第二種交付金の額の概要

支援機関が、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第5条の規定に基づき算定し、認可を申請した第二種交付金の額は、148,582,129円（NTT 東日本株式会社：143,487,142円、NTT 西日本株式会社：5,094,987円、ZTV 株式会社：0円）であり、その算定の過程は次のとおり。

ア 令和6年度の第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的FTTHアクセスサービスの収支状況は次表のとおりであり、いずれの者においても費用の額が収益の額を上回っていない。

（単位：百万円）

| 費目 | NTT 東日本 | NTT 西日本 | ZTV |
|------|---------|---------|-------|
| 営業収益 | 516,809 | 383,797 | 5,289 |
| 営業費用 | 359,918 | 309,069 | 3,963 |
| 営業利益 | 156,891 | 74,727 | 1,326 |

※ 表中の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。以下同じ。

イ このため、

- ・ 法107条第2号及び算定等規則第5条第2項の規定により、いずれの者も一般支援区域に係る第二種交付金の交付対象とはならず、
- ・ 算定等規則第5条第3項の規定により、いずれの者も同条第1項第2号イに掲げる区域に係る第二種交付金の額は零となることから、交付金の交付の対象は、同令第5条第1項第2号ロに掲げる区域のみとなるところ、支援機関が、当該区域について第二種適格電気通信事業者から届出のあった原価及び収益の額から同令第5条第1項の規定に基づき算定した第二種交付金の額は、次表のとおり。

（単位：百万円）

| 役務・支援区域の別 | | NTT 東日本 | NTT 西日本 | ZTV | 合計 |
|-----------|-----------------------------------|---------|---------|-----|-------|
| FTTH | 一般支援区域 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 算定等規則5条1項2号イ (大幅赤字区域等) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 特別支援区域 算定等規則5条1項2号ロ (未整備区域) | 5.5 | 0.9 | 0 | 6.4 |
| | 算定等規則5条1項2号ロ (公設区域) | 138.0 | 4.2 | 0 | 142.2 |
| 合計 | | 143.5 | 5.1 | 0 | 148.6 |

ウ 法第107条第2号及び算定等規則第5条第4項の規定により、第二種交付金の額は、第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる赤字の額未満でなければならないとされているところ、当該事業者ごとの当該見込まれる赤字の額は次表のとおりであり、いずれも、認可申請のあった第二種交付金の額より大きな額となっている。

(単位：百万円)

| 費目 | NTT 東日本 | NTT 西日本 | ZTV |
|-----------------------------------|---------|---------|-----|
| 見込み費用 | 21,582 | 13,601 | 486 |
| 見込み収益 | 12,206 | 6,959 | 400 |
| 見込み費用から見込み収益を控除した額 (見込まれる赤字の額) | 9,376 | 6,642 | 86 |

② 第二種交付金の交付方法の概要

ア 交付手段

銀行振込（振込手数料は、支援機関が負担）

イ 第二種交付金の額の通知

算定等規則第25条第1項の規定に基づく令和8年3月末の算定対象回線数の通知を支援機関が受領してから2週間以内に(2)①に掲げる第二種交付金の額を通知する。

ウ 第二種交付金の交付期限

イの通知の日から40日を経過した後の最初の営業日まで

エ 第二種交付金の交付の特例

(ア) 第二種交付金の交付期限までに算定等規則第22条1項に規定する事由が生じた場合は、同項の規定に基づき上記①の交付金の額を減額できることとするほか、算定等規則の規定によることとする。

(イ) (ア)の場合において二以上の第二種適格電気通信事業者のそれぞれに交付すべき第二種交付金の額に1円未満の端数があるときは当該端数を四捨五入することとし、その結果交付すべき額の合計額が不足する場合には、交付すべき額が最も大きな第二種適格電気通信事業者に交付すべき額から当該不足分を減ずることで調整することとする。

オ 第二種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定、あらかじめ特定された者による認証操作の確保等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

(3) 認可申請のあった第二種負担金の額及び徴収方法の概要

① 第二種負担金の額の概要

支援機関が算定等規則第24条及び令和7年総務省告示第316号（以下「回線単価告示」という。）第2条の規定並びに総務大臣から算定等規則の規定によらないことの許可を受けた方法※に基づき算定した第二種交付金の額は、令和7年度の申請単価（1回線当たり2円）に令和8年3月末における算定対象回線数を乗じた額。

※ 別紙1別添参照

② 第二種負担金の徴収方法の概要

ア 納付手段

銀行振込（振込手数料は、高速度データ伝送役務提供事業者が負担）

イ 第二種負担金の額の通知

- (ア) 通知の時期は、支援機関が算定等規則第25条第1項の規定に基づく令和8年3月末の算定対象回線数の通知を受領してから2週間以内とする。
- (イ) 通知する事項は、各光速度データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額、第二種負担金の納付期限、第二種負担金を納付する口座名義・口座番号とする。

ウ 第二種負担金の納付期限

イの通知の日から一月を経過した後の最初の営業日まで

エ 延滞金の納付

第一種負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

オ 第二種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種負担金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定、あらかじめ特定された者による認証操作の確保等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第3条の規定に基づく同令の規定によらないことの許可について

- 令和7年10月20日付TCA文書番号TCA支-B005により、支援機関から総務大臣に対し、次の概要のとおり、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る算定等規則第3条の規定に基づき、同令の規定によらないことの許可申請があり、総務省における審査の結果、10月24日付総基促第132号により、これを許可している。

1. 許可を申請した特別の理由の概要

令和7年8月末に第二種適格電気通信事業者から支援機関に届け出られた原価及び収益から算定等規則の規定に基づき支援機関が試算した第二種交付金の額は、合計で148,582,129円（約148.6百万円）。

この額に基づき、算定等規則の規定によって令和8年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、1回線当たりの単価は1円、毎月1回・年間12回の徴収を想定して合計約2,696百万円を徴収することとなる。

これは、上述した第二種交付金の額に第二種支援業務費の見込額を合計した額の約9倍であり、すなわち、今後9年近くにわたり、新たな負担金を徴収せずに、令和8年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付され続けることを意味する。

第二種交付金の制度が第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度である観点からは、数年分の受益に応じた負担がある特定の年度の受益者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同年度中に徴収することが適当であると考えられる。

2. 許可申請のあった算定等規則の規定によらないことの概要

支援機関からは、こうした特別の理由があるので、年に1回に限り第二種負担金を徴収し第二種交付金を交付することとしたい、このために、令和7年度の第二種負担金の額及び徴収方法の認可申請に当たっては、算定等規則の規定によらずに申請単価及び第二種負担金の額を算定したい、として、算定等規則第3条の規定に基づく認可の申請があったもの

以上

令和 7 年度
第二号基礎的電気通信役務に係る
第二種交付金の額及び交付方法
並びに
第二種負担金の額及び徴収方法
についての
基礎的電気通信役務支援機関からの認可申請の概要

令和 7 年 10 月 28 日
総合通信基盤局
基盤整備促進課

(参考) 第二号基礎的電気通信役務制度 全体概要

1

- ✓ 人口減少に伴う採算性の悪化、離島・山間地等の地理的条件の地域差に端を発し、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ令和4年の改正電気通信事業法により、第二号基礎的電気通信役務制度を創設

BBユニバの対象^(※1)



- ①FTTH
- ②CATVインターネット（HFC方式）
- ③ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）

※ 1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る

- ・HFC（Hybrid Fiber Coaxial）方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式で、このうち上り名目速度10Mbps以上のもの
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

交付金

負担対象事業者^(※2)から徴収する**負担金**を原資とする**交付金**を交付対象事業者^(※3)に対し**交付**することで、不採算エリア（支援区域）におけるBBユニバの提供に要する**維持管理費用の一部を補填**

※ 2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限

※ 3 第二種適格電気通信事業者をいう。支援区域において一定の世帯比率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定

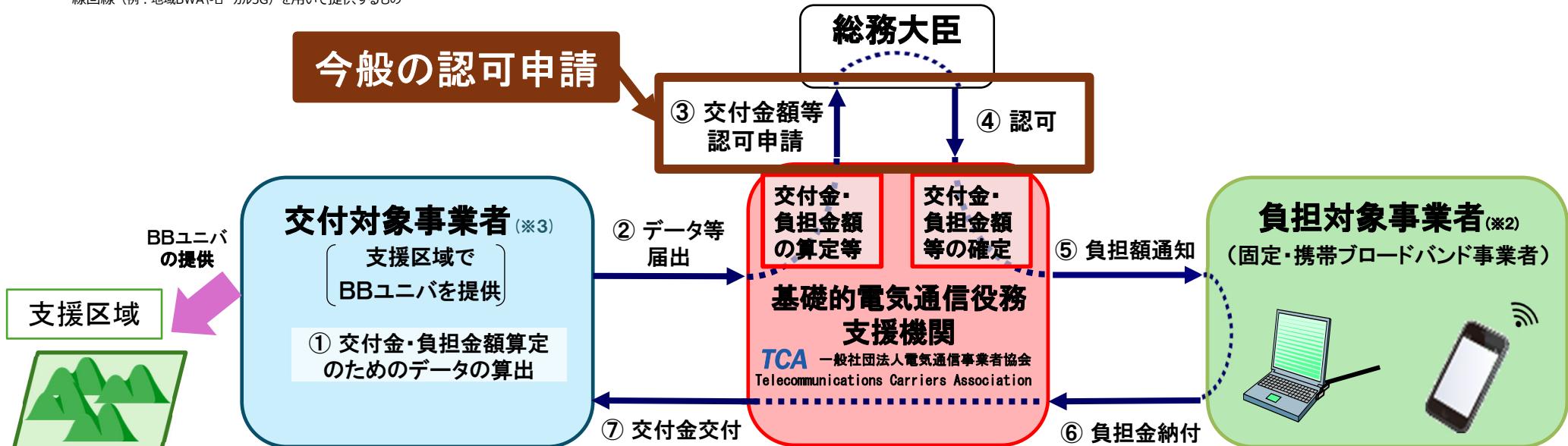
事業者規律

BBユニバ提供の電気通信事業者^(※4)に一定の規律

- ・契約約款の作成、届出義務
- ・約款に基づく役務提供義務 等

※ 4 交付対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者

今般の認可申請



1. 認可申請の全体概要と今後の想定スケジュール

2

○ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抜粋）

第110条の4 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第二種交付金の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

第110条の5 第2項（第110条第2項準用） 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第二種負担金の額を算定し、第二種負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

認可申請のあった第二種交付金の額

→ P. 3～P. 9

148, 582, 129円

（NTT東日本：143, 487, 142円 NTT西日本：5, 094, 987円 ZTV：0円）

認可申請のあった第二種負担金の額

→ P. 10

認可申請に係る申請単価（2円/回線）× 令和8年3月末における算定対象回線数

（約450, 000, 000円程度を想定）

認可申請のあった交付方法・徴収方法と想定スケジュール

→ P. 11

| 令和7年度 | | | | | | | | 令和8年度 | |
|-----------------------------|----|-----------------------------|-----------|------------------|----|----|----------------------------|-------|-------------------------------------|
| 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月～ | |
| 第二種適格事業者 から 交付金原価等の届出 | ● | ● | ←意見募集→ | ● | | | ● | ● | →報告→● |
| | | 第二種交付金 第二種負担金 認可申請・諮詢 | 答申(希望)・認可 | 第二種交付金 第二種負担金 | | | 令和8年3月末 (令和7年度末) 回線数 | | （年度に1回限り） 第二種負担金の徴収 第二種交付金の交付 |

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ① (概要)

3

- ✓ 第二種交付金の額の算定方法は、電気通信事業法（以下「法」という。）第107条第1項第二号 及び 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第5条に、概要、次のとおり規定されている。

法第107条第二号、算定等規則第5条第1～3項

一般支援区域 及び 特別支援区域（大幅赤字等）
に係る交付金の額

- ◆ 6条式（ベンチマーク方式）で算定
- ◆ 前年度の収支が黒字の場合には交付しない

- ✓ 令和6年度の第二種適格電気通信事業者の
第二号基礎的電気通信役務の収支は黒字
→ P. 4



算定等規則第5条第1項

特別支援区域（未整備 または 公設）
に係る交付金の額

- ◆ 7条式（収入費用方式）で算定
- ◆ 前年度の収支が黒字の場合でも交付する

- ✓ 7条式で算定した第二種交付金の額は、
NTT東:143.5百万円 NTT西:5.1百万円
→ P. 5～8

法第107条第二号、算定等規則第5条第4項

◆ 第二種交付金の額の上限

= 6条式（ベンチマーク方式）で算定した
すべての担当支援区域の赤字見込額の合計

認可申請の対象となる交付金の額

- ◆ 支援機関は、赤字見込額の合計の一部に充てるための交付金を交付する

- ✓ NTT東日本の赤字見込額: 9,376百万円
NTT西日本の赤字見込額: 6,642百万円

→ いずれも第二種交付金の額より大きい

→ P. 9

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ② (収支の状況の確認)

4

- ✓ 第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の収支状況（いずれの者も第二号基礎的FTTHアクセスサービスのみを提供）は、いずれも黒字
- ➡ いずれの者も、第二種交付金の交付の対象は、7条式（収入費用方式）で算定する特別支援区域（未整備・公設）のみ

○ 令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の収支状況（単位：百万円）

| 役務 | 営業収益 | 営業費用 | | | 営業利益 |
|----------------------|---------|----------|----------|---------|----------------|
| | | 設備管理部門費用 | 設備利用部門費用 | | |
| <u>NTT東日本</u> | | | | | |
| FTTH | 516,809 | 359,918 | 239,514 | 120,404 | 156,891 |
| HFC | | | - | | |
| 合計 | 516,809 | 359,918 | 239,514 | 120,404 | 156,891 |
| <u>NTT西日本</u> | | | | | |
| FTTH | 383,797 | 309,069 | 197,306 | 111,763 | 74,727 |
| HFC | | | - | | |
| 合計 | 383,797 | 309,069 | 197,306 | 111,763 | 74,727 |
| <u>ZTV</u> | | | | | |
| FTTH | 5,289 | 3,963 | 2,588 | 1,375 | 1,326 |
| HFC | | | - | | |
| 合計 | 5,289 | 3,963 | 2,588 | 1,375 | 1,326 |

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ③ (交付金の額の算定)

5

- ✓ 認可申請のあった第二種交付金の額（＝第二種適格電気通信事業者から支援機関に届け出られた特別支援区域（未整備・公設）に係る原価及び収益から算定したその差額）は、NTT東：143.5百万円、NTT西：5.1百万円、ZTV：0円※

※ ZTVの担当支援区域には、特別支援区域（未整備・公設）が存在しない。

○ 認可申請のあった第二種交付金の額の算定（単位：百万円）

赤枠内委員限り

| 役務 | 担当支援区域 | 原価 | 収益 | 原価－収益 |
|---------------|--------|-----|----|--------------|
| NTT東日本 | | | | |
| FTTH | 一般支援区域 | - | - | - |
| | 大幅赤字等 | - | - | - |
| | 特別支援区域 | 未整備 | | |
| | 公設 | | | 5.5 |
| 合計 | | | | 138.0 |
| 合計 | | | | 143.5 |
| NTT西日本 | | | | |
| FTTH | 一般支援区域 | - | - | - |
| | 大幅赤字等 | - | - | - |
| | 特別支援区域 | 未整備 | | |
| | 公設 | | | 0.9 |
| 合計 | | | | 4.2 |
| 合計 | | | | 5.1 |
| ZTV | | | | |
| FTTH | 一般支援区域 | - | - | - |
| | 大幅赤字等 | - | - | - |
| | 特別支援区域 | 未整備 | 0 | 0 |
| | 公設 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 0 | 0 | 0 |

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ④ (原価等の算定①)

6

赤枠内委員限り

NTT東日本

(一部、表示単位未満を四捨五入している関係、算定方法の詳細を省略している関係で、表中の計算が合わない箇所がある)

○ 交付金原価の部門別内訳と収益の額

(金額の単位：百万円)

| 原価 | | | 収益 | 原価から収益を控除した額 |
|-----------|-----------|----|----|--------------|
| 設備管理部門の原価 | 設備利用部門の原価 | 小計 | | |
| | | | | 143.5 |

(1) 設備管理部門の原価の算定

| 施設保全費 | | | 有償譲受 更新設備 減価償却費 | 更新設備 除却費 | 他人資本費用 自己資本費用 利益対応税 | 既設設備 に係る費用 | 放送との共用 による配賦比率 | 合計額 |
|-------|-------|----|-----------------------|-------------|---------------------------|---------------|-------------------|-----|
| 右以外 | 収容ルータ | 小計 | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(2) 設備利用部門の原価の算定

| 全国平均 利用部門単価(円) | 原価算定の対象となった 回線数 | 放送役務と 共用する回線数 | 放送との共用 による配賦比率 | 合計額 |
|-------------------|--------------------|------------------|-------------------|-----|
| | 10,651 | | | |

(3) 収益の額の算定

| 全国平均 収益額(円) | 原価算定の対象となった 回線数 | 放送役務と 共用する回線数 | 放送との共用 による配賦比率 | 海底ケーブル・陸揚局の 使用料収入 | 合計額 |
|----------------|--------------------|------------------|-------------------|----------------------|-----|
| | 10,651 | | | | |

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ⑤ (原価等の算定②)

7

赤枠内委員限り

NTT西日本

(一部、表示単位未満を四捨五入している関係、算定方法の詳細を省略している関係で、表中の計算が合わない箇所がある)

○ 交付金原価の部門別内訳と収益の額

(金額の単位：百万円)

| 原価 | | | 収益 | 原価から収益を控除した額 |
|-----------|-----------|----|----|--------------|
| 設備管理部門の原価 | 設備利用部門の原価 | 小計 | | |
| | | | | 5.1 |

(1) 設備管理部門の原価の算定

| 施設保全費 | | | 有償譲受 更新設備 減価償却費 | 更新設備 除却費 | 他人資本費用 自己資本費用 利益対応税 | 既設設備 に係る費用 | 放送との共用 による配賦比率 | 合計額 |
|-------|-------|----|-----------------------|-------------|---------------------------|---------------|-------------------|-----|
| 右以外 | 収容ルータ | 小計 | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(2) 設備利用部門の原価の算定

| 全国平均 利用部門単価(円) | 原価算定の対象となった 回線数 | 放送役務と 共用する回線数 | 放送との共用 による配賦比率 | 合計額 |
|-------------------|--------------------|------------------|-------------------|-----|
| | 1,077 | | | |

(3) 収益の額の算定

| 全国平均 収益額(円) | 原価算定の対象となった 回線数 | 放送役務と 共用する回線数 | 放送との共用 による配賦比率 | 海底ケーブル・陸揚局の 使用料収入 | 合計額 |
|----------------|--------------------|------------------|-------------------|----------------------|-----|
| | 1,077 | | | | |

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ⑥ (参考: 対象区域数等) 8

- ✓ NTT東日本及びNTT西日本において、それぞれ、原価等の算定の対象となった担当支援区域数及び回線数は、次のとおり

○ 原価等の算定の対象となった担当支援区域数及び回線数

赤枠内委員限り

| 役務 | 担当支援区域数 | 原価等の算定対象となった区域数 | 原価等の算定対象となった回線数 | 放送との共用 | |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|--|
| <u>NTT東日本</u> | | | | | |
| FTTH | 一般支援区域 7,553 | - | - | - | |
| | 特別支援区域 6,163 | 大幅赤字等 852※ | - | - | |
| | | 未整備 162※ | 32 | 180 | |
| | | 公設 5,273※ | 317 | 10,471 | |
| 合計 | | 349 | 10,651 | | |
| <u>NTT西日本</u> | | | | | |
| FTTH | 一般支援区域数 4,337 | - | - | - | |
| | 特別支援区域 2,415 | 大幅赤字等 538※ | - | - | |
| | | 未整備 131※ | 2 | 165 | |
| | | 公設 1,757※ | 32 | 912 | |
| 合計 | | 34 | 1,077 | | |

※ 一部重複する区域がある

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ⑦ (交付金上限との比較)

9

- ✓ 第二種適格電気通信事業者におけるすべての担当支援区域の見込み費用及び見込み収益の合計並びに当該費用から当該収益を控除した額（＝交付金上限）は、NTT東日本：9,376百万円、NTT西日本：6,642百万円、ZTV：86百万円
- ➡ NTT東日本及びNTT西日本とも、認可申請のあった第二種交付金の額（NTT東日本：143.5百万円、NTT西日本：5.1百万円）を上回っているため、当該申請のあった額を交付することが可能

○すべての担当支援区域におけるの費用・収益の見込額（単位：百万円）

| 役務 | 見込み費用 | 見込み収益 | 見込み費用から見込み収益を控除した額 |
|---------------|--------|--------|--------------------|
| NTT東日本 | | | |
| FTTH | 21,582 | 12,206 | 9,376 |
| HFC | | - | |
| 合計 | 21,582 | 12,206 | 9,376 |
| NTT西日本 | | | |
| FTTH | 13,601 | 6,959 | 6,642 |
| HFC | | - | |
| 合計 | 13,601 | 6,959 | 6,642 |
| ZTV | | | |
| FTTH | 486 | 400 | 86 |
| HFC | | - | |
| 合計 | 486 | 400 | 86 |

3. 認可申請のあった第二種負担金の額

10

- ✓ 令和7年度の認可申請に係る申請単価は、次のとおり算定されている（次ページ下部も参照）

第二種支援業務見込費用

288,983,129円

〔認可申請のあった第二種交付金の額並びに
第二種交付金の交付及びこれに附帯する業務
に要することが見込まれる費用の額〕

令和7年6月末における算定対象回線数

224,674,290回線

→ 1円未満の
端数切上 = 2円/回線

- ✓ 認可申請のあった第二種負担金の額は、次の算定式のとおり
→ 約450百万程度となることが想定される（次ページ下部も参照）

認可申請に係る申請単価 2円/回線 × 令和8年3月末における算定対象回線数

- ✓ 認可申請のあった第二種交付金の交付方法及び第二種負担金の徴収方法の概要は、次のとおり（本ページ下部も参照）
 - ✓ 令和8年度における第二種負担金は、令和8年3月末（令和7年度末）の算定対象回線数に基づき、1回線当たり2円を、1回に限り徴収する
 - ✓ 令和8年度における第二種交付金は、第二種負担金の徴収の後に速やかに、1回に限り交付する

（参考）認可申請に当たっての申請単価及び第二種負担金の額の算定に係る算定等規則によらないことの許可

- ✓ 支援機関が令和7年に届出のあった第二種交付金の原価等により算定した第二種交付金の額は、148.6百万円
 - 算定等規則等の規定によって令和8年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、1回線当たりの単価は1円となり、毎月1回、年間12回の徴収を想定して合計約2,696百万円。これは、令和8年度の第二種支援業務見込費用の約9倍の水準。
 - 今後、第二種交付金の額や第二種支援業務見込費用が大きく変わらないと仮定すれば、今後9年近くにわたり、新たな負担金を徴収せずに、令和8年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付され続けることとなる。

- 
- ✓ 第二種交付金の制度が第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度である観点からは、数年分の受益に応じた負担をある特定の年度の受益者からのみ徴収することは適当とはいはず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同年度中に徴収することが適當。

- 
- ✓ こうした特別の理由があるため、令和8年度における第二種負担金の徴収及び第二種交付金の交付を1回に限ることとしたい、そのために、算定等規則によらずに令和7年度の認可申請に係る申請単価及び第二種負担金の額を算定したいとして、支援機関から総務大臣に対し算定等規則第3条の規定に基づく許可の申請があり、総務省における審査の結果、これを許可している。

審査結果

電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。）第27条及び第29条の規定に基づき審査を行った結果、以下のとおり認められる。

- ① 電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第110条の4第1項の規定による第二種交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

| 審査事項 | 審査結果 | 理由 |
|--|------|---|
| 1 第二種交付金の額が第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「第二号算定等規則」という。）第5条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第27条(1)） | 適 | <p>本申請に係る第二種交付金の額については、以下の理由により、第二号算定等規則第5条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <p>(1) 本申請に係る第二種交付金の額が、同条第1項から第3項までの規定に従い、また、別記に示すとおり第二種適格電気通信事業者から届け出られた資料を用いた上で、令和8年度中に交付すべき第二種交付金として、第二種適格電気通信事業者ごと及び同項各号に掲げる支援区域の区分ごとに、それぞれ当該各号に規定する方法により算定した額を合計する方法により算定されていること。</p> <p>(2) 本申請に係る第二種交付金の額が、同条第4項の規定に従い、第二種適格電気通信事業者ごと及び第二種基礎的電気通信役務の別ごとにそれぞれ電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2第1項の規定に基づき総務大臣に提出され及び同令第40条の4の6第2項の規定に基づき公表された同令第40条の4の5第1項第2号に掲げる第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの費用の額から収益の額を控除して得た額に満たない額であること。</p> <p>(3) 本申請に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて提供される第二号基礎的電気通信役務を考慮していないこと。</p> |
| 2 第二種交付金を第二種適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第27条(2)） | 適 | 交付する時期（交付期限は第二種交付金の額の通知の日から40日を経過した後の最初の営業日まで）及び交付する手段（交付はセキュリティ対策を講じた銀行口座からの振込により行い、銀行振込手数料は申請者が負担）について、適正かつ明確に定められていると認められる。 |
| 3 前二号に掲げるもののほか、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。（審査基準第27条(3)） | 適 | 本申請は、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものであるとは認められない。 |

（別記）第二種適格電気通信事業者から届け出られた資料を用いた第二種交付金の額の算定

申請者は、法第110条の4第3項の規定に基づき第二種適格電気通信事業者であるNTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社及び株式会社ZTVから届出のあった担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該役務の提供により生じた収益の額等の資料を用いて申請に係る第二種交付金の額を算定している。

② 法第 110 条の 5 第 2 項において準用する同法第 110 条第 2 項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

| 審査事項 | 審査結果 | 事由 |
|--|------|---|
| 1 第二種負担金の額が第二号算定等規則第 24 条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第 29 条(1)) | 適 | <p>本申請に係る第二種負担金の額については、以下の理由により、第二号算定等規則第 24 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <p>(1) 本申請に係る第二種負担金の額が、同条第 1 項の規定に従い、回線単価に算定対象回線数の合計数を乗ずる方法により算定されていること。</p> <p>(2) 当該回線単価は、同項柱書に掲げる総務大臣が告示する方法により算定されていないものの、令和 7 年 10 月 20 日付 TCA 支-B005 により第二号算定等規則の規定によらないことの許可が申請され、総務省において同年 10 月 24 日付総基促第 132 号により許可した方法によって算定されていること。</p> <p>(3) 当該算定対象回線数の合計数は、同項第 2 号及び同令附則第 3 項に規定する方法により算定されていないものの、令和 7 年 10 月 20 日付 TCA 支-B005 により第二号算定等規則の規定によらないことの許可が申請され、総務省において同年 10 月 24 日付総基促第 132 号により許可した方法によって算定されていること。</p> <p>(4) 同条第 3 項に掲げる場合には、同項の規定に従って第二種負担金の額を算定することが明確に定められている。</p> |
| 2 第二種負担金を高速度データ伝送役務提供事業者が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 29 条(2)) | 適 | 納付する時期（納付期限は第二種負担金の額の通知から一月を経過した後の最初の営業日まで）及び納付する手段（納付はセキュリティ対策を講じた申請者の銀行口座への振込により行うこととし、銀行振込手数料は第二種負担金を納付する者が負担）について、適正かつ明確に定められていると認められる。 |
| 3 前二号に掲げるもののほか、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。(審査基準第 29 条(3)) | 適 | 本申請は、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものであるとは認められない。 |

第二種交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支 - B 0 0 4

令和7年10月20日

総務大臣
村上 誠一郎 殿

| | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| 郵便番号 | 101-0052 |
| とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっしょめ | |
| 住所 | 東京都千代田区神田小川町一丁目10 興信ビル2F |
| いっぽんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい | |
| 名称及び代表者の氏名 | 一般社団法人電気通信事業者協会 |
| かいちょう しまだ あきら | |
| 会長 | 島田 明 |

電気通信事業法第110条の4第1項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種交付金の額

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第5条の規定により次の(2)から(4)までのとおり算定した交付金の額は「148,582,129円」となる。

- ・ NTT東日本株式会社 143,487,142円
- ・ NTT西日本株式会社 5,094,987円
- ・ 株式会社ZTV 0円

第二種適格電気通信事業者ごと、支援区域ごとの算定は【別表1】のとおり。

(1) 一般支援区域に係る第二種交付金

各第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額は、いずれの者にあっても同年度の同提供により生じた収益の額を上回っていない（注1）。したがって、電気通信事業法第107条第二号の規定により（前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る第二種適格電気通信事業者ではないので）、いずれの者も一般支援区域に係る第二種交付金の交付対象の事業者とはならない。については、一般支援区域に係る第二種交付金の額の算定は行わない。

（注1） 各第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に

要した費用の額及び収益の額については、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令 第 25 号。以下「施行規則」という。）第 40 条の 4 の 6 第 1 項第一号の規定により各第二種適格電気通信事業者が公表している第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表（資料 1～3）による。収支の概要を【別表 2-1】に示す。

（参考 1）電気通信事業法第 107 条第二号（抜粋）

第百十条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあっては、当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。

（2）特別支援区域のうち算定等規則第 5 条第 1 項第二号イにより算定される単位区域（次の（3）の単位区域を除く単位区域）に係る第二種交付金

- ① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があった担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的 FTTT H アクセスサービス（施行規則第 14 条の 3 第 1 項第一号に掲げるもの）に係るもののみである。
- ② 各第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務収支表中、第二号基礎的 FTTT H アクセスサービス（施行規則第 14 条の 3 第 1 項第一号に掲げるもの）に係る営業費用の額から営業収益の額を控除して得た額はいずれも零未満となっている。したがって、算定等規則第 5 条第 3 項の規定により、いずれの者についても算定等規則第 5 条第 1 項第二号イの規定により算定する当該役務に係る額は零（0 円）となる（交付金の額=0 円）。

（参考 2）算定等規則第 5 条第 3 項

第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。

（3）特別支援区域のうち算定等規則第 5 条第 1 項第二号ロにより算定される単位区域（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項各号のいずれかに該当するもの（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号）の施行日（令和 5 年 6 月 16 日）において当該各号のいずれかに該当するものに限る。）に係る第二種交付金

（参考 3）施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項（抜粋）

- 一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に規定する規模が（注 100 分の 50）を超えない場合
- 二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合

① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があった担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的FTTHアクセスサービスに係るもののみである。該当する単位区域として届出があった単位区域数は次の表1のとおり。

また、該当する単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共にしている回線数（算定等規則第15条第6項、同第16条第3項関係）は次の表2のとおり。

表1 算定等規則第5条第1項第二号口により算定される単位区域として届出があった担当支援区域数

| | 算定等規則第5条第1項第二号口の単位区域数 (FTTHアクセスサービスに係る単位区域) | 計 | |
|------------|--|--|-----|
| | 算定等規則第15条第2項第二号のイ、ロの別 | | |
| | イ 施行規則第40条の8 の5第2項第一号に該 当する単位区域 | ロ 施行規則第40条の8 の5第2項第二号に該 当する単位区域 | |
| NTT東日本株式会社 | 32 | 317 | 349 |
| NTT西日本株式会社 | 2 | 32 | 34 |
| 株式会社ZTV | なし | なし | なし |
| 計 | 34 | 349 | 383 |

表2 算定等規則第5条第1項第二号口により算定される単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共にしている回線数

| | 右の回線以外の回線数 | 放送役務と共にしている 回線数 | 計 |
|------------|------------|--------------------|---|
| NTT東日本株式会社 | | 10,651 | |
| NTT西日本株式会社 | | 1,077 | |
| 計 | | 11,728 | |

② NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社について、算定等規則第5条第1項第二号口により、第二種適格電気通信事業者ごとに同規則第7条にしたがって同規則第14条から第16条までの規定により算定した担当支援区域ごとの原価から、それぞれ同規則第17条の規定により算定した当該担当支援区域ごとの収益の額を控除した額（その額が0以下の場合は0）を合計して算定した。

なお、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて提供される第二号基礎的電気通信役務は考慮していない（算定等規則第5条第5項）。

算定の詳細は別紙のとおり。

(4) 第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表との比較

(2)から(3)までによって算定したNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の算定期額は、いずれも各社の第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額（【別表2-2】）を超えていない。したがって、その合計額をもってそれぞれ交付金の額とした（算定期規則第5条第4項）。

- ・ NTT東日本株式会社 143,487,142円 < 9,376,100,188円
- ・ NTT西日本株式会社 5,094,987円 < 6,641,955,005円

(参考4) 算定期規則第5条第4項

前三項の規定により算定期する額の役務ごとの合計額は、当該合計額が第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの費用の額から収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、当該各項の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額に満たない額とする。

なお、いずれの第二種適格電気通信事業者も令和7年3月31日に第二種適格電気通信事業者に指定されているので、算定期規則第19条は適用されない。

2 交付方法

(1) 交付手段

第二種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第二種交付金の銀行振込手数料は、同交付金を交付する支援機関（電気通信事業法第106条の規定により総務大臣から基礎的電気通信役務支援機関として指定された一般社団法人である当協会をいう。）が負うものとする。

(2) 第二種交付金の通知

算定期規則第25条第1項の規定に基づき総務大臣が高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定期対象回線数（令和8年3月末の回線数）を支援機関が受領してから2週間以内に第二種交付金の交付対象である各第二種適格電気通信事業者に対して、当該事業者に交付する上記1の第二種交付金の額を通知する。

(3) 第二種交付金の交付期限

上記(2)の通知から40日を経過した後の最初の営業日まで

(4) 第二種交付金の交付の特例

① 第二種交付金の交付期限までに算定期規則第22条1項に規定する事由が生じた場合は、同項の規定に基づき上記1の交付金の額を減額することができるとしている。

この場合において、事由発生日以降に納付すべきであった第二種負担金の額の全部又は一部が納付されたときは、当該納付された額を算定期規則第22条2項の規定により按分した

額のうち第二種交付金の額となるべき額に対応する額を、第二種交付金として速やかに第二種適格電気通信事業者ごとに交付することとする。

- ② ①の場合において、前段の減額することができる額又は後段の第二種交付金として交付する額は、算定等規則第22条3項の規定により算定することとする。

算定した二以上の第二種適格電気通信事業者のそれぞれに交付すべき第二種交付金の額に1円未満の端数があるときは当該端数を四捨五入することとし、その結果交付すべき額の合計額が不足する場合には、交付すべき額が最も大きな第二種適格電気通信事業者に対して交付すべき額から当該不足分を減ずることで調整することとする。

(5) 第二種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであることを確認する。
- ② 当該口座からの振込先を各第二種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化することとし、予め特定された者による認証操作を要するものとする。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

【別紙】

算定の詳細

I. 原価の算定

1. 設備管理部門（算定等規則第14条）の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスに係る次のAとBの額の合計額

A : 次のB以外の設備の場合 $a_A + b_A + c_A + d_A$ (第14条第2項)

B : 放送役務と共に用いている設備の場合 $(a_B + b_B + c_B + d_B) \times 2/3$ (第15条第6項)

a : 第14条第2項第一号 施設保全費等 $(= a_A + a_B \times 2/3)$

b : 同 第二号 更新した設備の減価償却費 $(= b_A + b_B \times 2/3)$

c : 同 第三号 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税 $(= c_A + c_B \times 2/3)$

d : 同 第四号 その他既に設置されている設備に係る費用 $(= d_A + d_B \times 2/3)$

(1) 上記aの施設保全費等は以下のとおり算定されている。

- ① 原価の届出があった算定等規則第15条第2項第一号又は口に該当する単位区域は、いずれも令和6年度末において特別支援区域として指定されていたため、これらの単位区域については、同又は口（1）の規定にかかわらず、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第72号）の施行の日（令和5年6月16日）の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した、又は所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用を算定している（算定等規則附則第2項）。
- ② 除却損又は撤去費用は原価として算定していない（第15条第2項第二号）。
- ③ 第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要となる収容ルータに係る費用は原価として算定していない（第15条第2項第三号）。
- ④ 上記aの計算において乗じる係数（第14条第2項第一号）は、接続約款における設備管理運営費比率を用いた（第15条第2項第四号）。

- (2) 上記 b の更新した設備の減価償却費は、該当する設備がなかったため原価として算定していない。
- (3) 上記 c の他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額の計算は、第 15 条第 4 項の規定によっている。
- (4) 上記 d の既に設置されている設備に係る費用の計算は、第 14 条第 2 項第四号の規定によっている（総務大臣が認可した接続約款における接続料その他これに類する単価を用いて計算している）。
- (5) 電気通信設備を維持管理するための費用として地方公共団体から補助金その他の給付金の交付は受けていない（第 15 条第 5 項関係）。

2. 算定等規則第 16 条（設備利用部門）の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的 F T T H アクセスサービスに係る次の C と D の額の合計額

C : (次の D の設備以外の設備の場合) $e \times f$ (第 16 条第 2 項)

D : (放送役務と共に用いている設備の場合) $e \times g \times 2 / 3$ (第 16 条第 3 項)

e 全国平均利用部門原価

令和 6 年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（広告又は宣伝に係る費用を除き、算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。）を平均回線数（※）で除した額（第 16 条第 2 項）

※ 令和 6 年度末の回線数と令和 5 年度末の回線数の合計を 2 で除して得た値

f : g 以外の回線数

g : 放送役務と共に用いている回線数

- (1) 上記 e の額の計算は、第 16 条第 2 項の規定によっている。
- (2) 上記 f 及び g の回線数は、第 16 条第 2 項の規定によっている（第 9 条第 3 項の規定により記録した該当する担当支援区域における該当する回線数と同数である）。

る)。

II. 収益の額の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的FTTHアクセスサービスに係る次のE、F及びGの額の合計額（第17条第2項第一号）

E：（次のFの設備以外の設備の場合） $h \times f$ （第17条第2項第一号）

F：（放送役務と共に用いている設備の場合） $h \times g \times 2/3$ （第17条第2項第二号）

h：全国平均収益額

令和6年度における第二号基礎的FTTHアクセスサービスの収益の額（算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。）を上記平均回線数で除して得た額

G：担当支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者に使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額（第17条第2項第三号）

(1) 上記hの額の計算は、第17条第2項第1号の規定によっている。

第七条式による交付金の額の算定

| | N T T 東日本株式会社 | N T T 西日本株式会社 |
|---|---------------|---------------|
| I. 原価 A + B + C + D | | |
| 算定等規則第 14 条（設備管理部門）の原価 A + B | | |
| <p>A : 次のB以外の設備の場合 $a_A + b_A + c_A + d_A$ (第 14 条第 2 項)</p> <p>B : 放送役務と共に用いている設備の場合 $(a_B + b_B + c_B + d_B) \times 2/3$ (第 15 条第 6 項)</p> <p>a : 施設保全費等 (第 14 条第 2 項第一号)</p> <p>b : 更新した設備の減価償却費 (第 14 条第 2 項第二号)、除却費／撤去費用 (第 15 条第 2 項第三号)</p> <p>c : 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税 (第 14 条第 2 項第三号)</p> <p>d : その他既に設置されている設備に係る費用 (第 14 条第 2 項第四号)</p> | | |
| 算定等規則第 16 条（設備利用部門）の原価 C + D | | |
| <p>C : $e \times f$ (第 2 項)</p> <p>D : $e \times g \times 2/3$ (第 3 項)</p> <p>e : 前事業年度における電気通信事業に属する活動に必要な費用を平均回線数で除した額</p> <p>f : 当該担当支援区域における回線数のうち g 以外の回線数</p> <p>g : 当該担当支援区域における回線数のうち放送役務と共に用いている回線数 (第 3 項)</p> | | |
| II. 収益の額（算定等規則第 17 条） E + F + G | | |
| <p>E : $h \times f$ (第一号)</p> <p>F : $h \times g \times 2/3$ (第二号)</p> <p>h : 全国平均収益額</p> <p>G : 海底ケーブル又は陸揚局を使用させることによる第二号基礎的電気通信役務の提供以外の収益の額 (第三号)</p> | | |
| I - II. 交付金の額 | 143,487,142 円 | 5,094,987 円 |

(注) 端数のため合計 (単位支援区域ごとに足し上げた額) と表の内訳が合わない場合がある。

【別表 1】

令和 8 年度第二種交付金の額とその内訳

| 交付対象となる第二種適格電気通信事業者 | 算定方法（第 5 条第 1 項） | 交付金の額 | 説明箇所 |
|---------------------|------------------------------------|---------------|---|
| | | 算定した額（円） | |
| NTT 東日本株式会社 | 第一号（一般支援区域） | 143,487,142 円 | 申請書本文 1 (1) 申請書本文 1 (2) 申請書本文 1 (3) 別紙 算定の詳細 |
| | 第二号（特別支援区域） | — | |
| | イ（次の口を除く単位区域） | 143,487,142 | |
| | 口（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号の単位区域） | 0 | |
| | | 143,487,142 | |
| NTT 西日本株式会社 | 第一号（一般支援区域） | 5,094,987 円 | 申請書本文 1 (1) 申請書本文 1 (2) 申請書本文 1 (3) 別紙 算定の詳細 |
| | 第二号（特別支援区域） | — | |
| | イ（次の口を除く単位区域） | 5,094,987 | |
| | 口（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号の単位区域） | 0 | |
| | | 5,094,987 | |
| 株式会社 ZTV | 第一号（一般支援区域） | 0 円 | 申請書本文 1 (1) 申請書本文 1 (2) 申請書本文 1 (3) |
| | 第二号（特別支援区域） | — | |
| | イ（次の口を除く単位区域） | 0 | |
| | 口（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号の単位区域） | 0 | |
| | | 0 | |
| 合計 | 第一号（一般支援区域） | 148,582,129 円 | |
| | 第二号（特別支援区域） | — | |
| | イ（次の口を除く単位区域） | 148,582,129 | |
| | 口（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号の単位区域） | 0 | |
| | | 148,582,129 | |

【別表2】

【別表2-1】第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務の収支（第1表）の概要

| 第二種適格電気通信事業者 | 役務の細目 | 営業費用① (円) | 営業収益② (円) | ①-② (円) |
|--------------|----------|-----------------|-----------------|------------------|
| NTT東日本株式会社 | FTTHアクセス | 359,918,392,072 | 516,808,929,572 | △156,890,537,500 |
| | CATVアクセス | - | - | - |
| | 合計 | 359,918,392,072 | 516,808,929,572 | △156,890,537,500 |
| NTT西日本株式会社 | FTTHアクセス | 309,069,422,031 | 383,796,765,478 | △74,727,343,447 |
| | CATVアクセス | - | - | - |
| | 合計 | 309,069,422,031 | 383,796,765,478 | △74,727,343,447 |
| 株式会社ZTV | FTTHアクセス | 3,962,805,162 | 5,289,116,100 | △1,326,310,936 |
| | CATVアクセス | - | - | - |
| | 合計 | 3,962,805,162 | 5,289,116,100 | △1,326,310,936 |

【別表2-2】第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等の概要

| 第二種適格電気通信事業者 | 役務の細目 | 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額① (円) | 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額② (円) | ①-② (円) |
|--------------|----------|--|--|---------------|
| NTT東日本株式会社 | FTTHアクセス | 21,582,207,100 | 12,206,106,912 | 9,376,100,188 |
| NTT西日本株式会社 | FTTHアクセス | 13,601,326,493 | 6,959,371,488 | 6,641,955,005 |
| 株式会社ZTV | FTTHアクセス | 485,857,471 | 400,348,644 | 85,508,827 |

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

| 役務の細目 | 営業収益 | 営業費用 | | 営業利益 | 摘要 |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | うち設備管理部門費用 | うち設備利用部門費用 | | |
| 1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの | 516,808,929,572 | 359,918,392,072 | 239,514,402,664 | 120,403,989,408 | 156,890,537,500 |
| 2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの | - | - | - | - | - |
| 3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 516,808,929,572 | 359,918,392,072 | 239,514,402,664 | 120,403,989,408 | 156,890,537,500 |

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。)に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。)に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。
- 当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

| 役務の細目 | (1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額 | (2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生じると見込まれる収益の額 | (3) (1)から(2)を減じた額 |
|----------------------|--|--|-------------------|
| 1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの | 21,582,207,100 | 12,206,106,912 | 9,376,100,188 |
| 2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの | - | - | - |
| 3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの | - | - | - |
| 合 計 | 21,582,207,100 | 12,206,106,912 | 9,376,100,188 |

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)第5条第1項第2号に掲げる特別支援区域を同号に掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。

3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号に掲げる特別支援区域を同号に掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年 総務省令第 16号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

第二号基礎的電気通信役務収支表事業者名 NTT西日本株式会社2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

| 役務の細目 | 営業収益 | 営業費用 | | 営業利益 | 摘要 |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| | | うち設備管理部門費用 | うち設備利用部門費用 | | |
| 1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの | 383,796,765,478 | 309,069,422,031 | 197,306,301,607 | 111,763,120,424 | 74,727,343,447 |
| 2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの | - | - | - | - | - |
| 3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 383,796,765,478 | 309,069,422,031 | 197,306,301,607 | 111,763,120,424 | 74,727,343,447 |

注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。)に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。)に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準に基づいて配賦するが苦しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

当該基準によって配賦するが苦しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

| 役務の細目 | (1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額 | (2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額 | (3) (1)から(2)を減じた額 |
|----------------------|--|--|-------------------|
| 1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの | 13,601,326,493 | 6,959,371,488 | 6,641,955,005 |
| 2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの | - | - | - |
| 3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの | - | - | - |
| 合 計 | 13,601,326,493 | 6,959,371,488 | 6,641,955,005 |

注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)第5条第1項第2号に掲げる特別支援区域を同号に掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。

3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号に掲げる特別支援区域を同号に掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年 総務省令第 16号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

様式第38の2の3(第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係)

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 株式会社ZTV

2024年4月1日から

2025年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

| 役務の細目 | 営業収益 | 営業費用 | | 営業利益 | 摘要 |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | うち設備管理部門費用 | うち設備利用部門費用 | | |
| 1 第14条の3第1項 第1号に掲げるもの | 5,289,116,100 | 3,962,805,162 | 2,587,744,026 | 1,375,061,136 | 1,326,310,938 |
| 2 第14条の3第1項 第2号に掲げるもの | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 第14条の3第1項 第3号に掲げるもの | 49,868,110 | 263,817,055 | 251,961,632 | 11,855,423 | △ 213,948,945 |
| 合 計 | 5,338,984,210 | 4,226,622,217 | 2,839,705,658 | 1,386,916,559 | 1,112,361,993 |

注記1 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業法施行規則(昭和60年 郵政省令第5号)及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年 総務省令第16号)に基づいて作成している。

2 第二号基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

第二号基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業法施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦している。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

| 役務の細目 | (1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額 | (2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額 | (3) (1)から(2)を減じた額 |
|------------------------------|--|--|-------------------|
| 1 第14条の3 第1項第1号 に掲げるもの | 485,857,471 | 400,348,644 | 85,508,827 |
| 2 第14条の3 第1項第2号 に掲げるもの | 0 | 0 | 0 |
| 3 第14条の3 第1項第3号 に掲げるもの | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 485,857,471 | 400,348,644 | 85,508,827 |

第3表 交付金等

| | 営業収益 | 営業費用 | 営業利益 | 摘要 |
|-------|------|------|------|----|
| 1 交付金 | 0 | 0 | 0 | |
| 2 負担金 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | |

第二種負担金の額及び徴収方法認可申請書

T C A 支 - B 0 0 6

令和 7 年 10 月 20 日

総務大臣
村上 誠一郎 殿

| | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 郵便番号 | 101-0052 |
| とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっしょめ | |
| 住所 | 東京都千代田区神田小川町一丁目 10 興信ビル 2F |
| いっぽんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい | |
| 名称及び代表者の氏名 | 一般社団法人電気通信事業者協会 |
| かいちょう しまだ あきら | |
| 会長 | 島田 明 |

電気通信事業法第 110 条の 5 第 2 項において準用する同法第 110 条第 2 項の規定により、第二種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種負担金の額

(1) 高速度データ伝送役務提供事業者

別表の 98 事業者（令和 7 年 10 月現在）

(2) 高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額

① 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号。以下「算定等規則」という。）第 3 条の規定に基づく認可申請書（T C A 支 - B 0 0 5（令和 7 年 10 月 20 日）（以下「3 条許可申請書」という。別添資料 1）別紙中 1 ① 及び総務省告示第 316 号（令和 7 年 9 月 12 日）第 2 条の規定にしたがって、高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算定する次の額とする。

令和 7 年度の申請単価 2 円／回線 ×
$$\left[\begin{array}{l} \text{令和 8 年 3 月末における高速度データ} \\ \text{伝送役務提供事業者の算定対象回線数} \end{array} \right]$$

(注)

(注) 算定等規則第 25 条第 1 項の規定により総務大臣から支援機関に通知される令和 8 年 3 月末の算定対象回線数（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第

9条の規定により各高速度データ伝送役務提供事業者が総務大臣に報告する令和8年3月末における回線数)。

② ①の額が当該高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額に占める割合が100分の3(電気通信事業法施行令(昭和60年4月1日政令第75号)第5条の2第2項)を超える場合は、当該算定対象収益の額に100分の3を乗じて得た額とする(電気通信事業法第110条の5第1項、算定等規則第24条第3項)。

当該算定対象収益の額に100分の3を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

(3) 高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額の算定方法
算定等規則第27条で定められた算定方法によっている。

2 徴収方法

令和8年度の第二種負担金は、高速度データ伝送役務提供事業者ごとに上記1(2)により算定した額を年に1回徴収することとする(3条許可申請書別紙中2①のとおり)。

(1) 納付手段

① 第二種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。
② 第二種負担金の振込手数料の負担は、第二種負担金を納付する高速度データ伝送役務提供事業者が負うものとする。

(2) 第二種負担金額の通知

高速度データ伝送役務提供事業者(納付すべき第二種負担金の額が0円の事業者を除く。)に対し、第二種負担金額を通知する。

① 通知の時期

算定等規則第25条第1項の規定に基づき総務大臣が高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数(令和8年3月末の回線数)を支援機関が受領してから2週間以内

② 通知する事項

ア 各高速度データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額
イ 第二種負担金の納付期限
ウ 第二種負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 第二種負担金の納付期限

上記(2)①の通知の日から一月を経過した後の最初の営業日まで。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに第二種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数日につき 1 万分の 4 の割合を乗じた延滞金を請求するものとする（電気通信事業法第 110 条の 5 第 2 項の規定において読み替えて準用する同法第 110 条第 5 項。電気通信事業法施行令（昭和 64 年 4 月 1 日政令第 75 号第 30 条）。

(5) 第二種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各高速度データ伝送役務提供事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化する（予め特定された者による認証操作を要するものとする。）。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 第二種支援業務に係る経理の状況

該当なし。

令和 7 年度の申請単価について

令和 7 年度の申請単価は、「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第 3 条の規定に基づく認可申請書」(T C A 支 - B 0 0 5 (令和 7 年 10 月 20 日)) (以下「3 条認可申請書」という。別添資料 1) 及び総務省告示第 316 号 (令和 7 年 9 月 12 日) (以下「回線単価告示」という。) 第 2 条及び附則第 2 項により次の式を用いて算定した。

第二種支援業務見込費用 (A)

(288, 983, 129 円)

= 2 円／回線

合計算定対象回線数 (B)

(1 円未満端数切り上げ)

(224, 674, 290 回線)

$$A = a_1 + a_2 = 288, 983, 129 \text{ 円}$$

a_1 : 令和 8 年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額

$$= 148, 582, 129 \text{ 円}$$

a_2 : 令和 8 年度の第二種交付金の交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額 (支援業務費)

$$= 140, 401, 000 \text{ 円}$$

$$B = \text{回線単価告示第 2 条の合算算定対象回線数} = 224, 674, 290 \text{ 回線}$$

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則規則 (令和 7 年総務省令第 16 号) 第 25 条第 2 項の規定により総務大臣が算定し、総務大臣通知書 (総基第 129 号 (令和 7 年 10 月 3 日)) (別添資料 2) により支援機関あて通知された回線数。3 条許可申請書の別紙中 1②及び 2①により、同規則第 24 条第 1 項第二号及び同規則附則第 3 項にかかわらずこの回線数を合算算定対象回線数として用いる。

(参考) 総務省告示第 316 号 (令和 7 年 9 月 12 日) (抄)

第 2 条 申請単価は、第二種支援業務見込費用 (第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。以

下同じ。）から次項に定める前年度徴収過不足見込額を減じた額（同項において「徴収必要見込額」という。）を合計算定対象回線数（第二号算定等規則第二十四条第一項第二号（第二号算定等規則附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる値をいう。以下同じ。）で除して得た額に、一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる方法により算定する。

（以下略）

- 2 前項に規定する前年度徴収過不足見込額は、同項の第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の前事業年度における第二種負担認可の申請に係る申請単価に当該申請に係る合計算定対象回線数を乗じた額から当該申請に係る徴収必要見込額を減ずる方法により算定する。

附則

- 2 令和七年度に行う申請単価の算定に係る第二条第一項の規定の適用については、同項中「第二種支援業務見込費用（第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。以下同じ。）から次項に定める前年度徴収過不足見込額を減じた額（同項において「徴収必要見込額」という。）」とあるのは、「第二種支援業務見込費用（第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。以下同じ。）とする。

支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

1. 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費及び第二号基礎的電気通信役務制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等の支援業務に係る費用から算出。

2. 算定結果

具体的な支援業務に係る費用額は、次のとおり。

| 区分 | | 金額 |
|---------------|---------------------|--------------|
| (ア) 支援機関の運営費用 | (a) 人件費 | 48,247,000円 |
| | (b) 物件費等 | 15,012,000円 |
| | (c) 小計 | 63,259,000円 |
| (イ) 周知費用 | (a) 新聞広告・パンフレット作成費等 | 64,404,000円 |
| | (b) コールセンター委託費 | 12,738,000円 |
| | (c) 小計 | 77,142,000円 |
| (ウ) 合計 | | 140,401,000円 |

| 区分 | | 金額 |
|----------------------|--|--------------|
| (1) 当年度費用額 | | 140,401,000円 |
| (2) 前期繰越収支差額 | | 0円 |
| (3) 差額 $[(1) - (2)]$ | | 140,401,000円 |

令和8年度負担事業者一覧

(別表)

令和7年10月現在 98社 (五十音順)

| | |
|----|------------------------|
| 1 | 株式会社秋田ケーブルテレビ |
| 2 | アルテリア・ネットワークス株式会社 |
| 3 | イーブロードコミュニケーションズ株式会社 |
| 4 | イツツ・コミュニケーションズ株式会社 |
| 5 | 射水ケーブルネットワーク株式会社 |
| 6 | 宇都宮ケーブルテレビ株式会社 |
| 7 | 株式会社S T N e t |
| 8 | 株式会社エヌ・シィ・ティ |
| 9 | 株式会社N T T ドコモ |
| 10 | N T T 西日本株式会社 |
| 11 | N T T 東日本株式会社 |
| 12 | N T T ビジネスソリューションズ株式会社 |
| 13 | N T T メディアサプライ株式会社 |
| 14 | 株式会社エネコム |
| 15 | 株式会社愛媛C A T V |
| 16 | エルシーブイ株式会社 |
| 17 | 大分ケーブルテレコム株式会社 |
| 18 | 株式会社大垣ケーブルテレビ |
| 19 | O T N e t 株式会社 |
| 20 | 沖縄セルラー電話株式会社 |
| 21 | 株式会社オプテージ |
| 22 | 金沢ケーブル株式会社 |
| 23 | 株式会社キャッチネットワーク |
| 24 | 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 |
| 25 | 株式会社Q T n e t |
| 26 | 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 |
| 27 | 株式会社倉敷ケーブルテレビ |
| 28 | グリーンシティケーブルテレビ株式会社 |
| 29 | 株式会社K C N 京都 |
| 30 | K D D I 株式会社 |
| 31 | ケーブルテレビ株式会社 |
| 32 | 株式会社ケーブルテレビ品川 |
| 33 | 株式会社ケーブルテレビ富山 |
| 34 | 株式会社ケーブルネット下関 |
| 35 | 株式会社ケーブルネット鈴鹿 |
| 36 | 株式会社ケーブルメディアワイワイ |
| 37 | 株式会社広域高速ネット二九六 |
| 38 | 株式会社コミュニティネットワークセンター |
| 39 | 山陰ケーブルビジョン株式会社 |
| 40 | シーシーエヌ株式会社 |
| 41 | C C N e t 株式会社 |
| 42 | 株式会社シー・ティー・ワイ |
| 43 | 株式会社J W A Y |
| 44 | 株式会社ジェイコム湘南・神奈川 |
| 45 | 株式会社ジェイコムウエスト |
| 46 | 株式会社ジェイコム九州 |
| 47 | 株式会社ジェイコム埼玉・東日本 |
| 48 | 株式会社ジェイコム札幌 |

| | |
|----|--|
| 49 | 株式会社ジェイコム千葉 |
| 50 | 株式会社ジェイコム東京 |
| 51 | J S A T M O B I L E C o m m u n i c a t i o n s 株式会社 |
| 52 | 株式会社 J T O W E R |
| 53 | 上越ケーブルビジョン株式会社 |
| 54 | 湘南ケーブルネットワーク株式会社 |
| 55 | シンガポールテレコム・ジャパン株式会社 |
| 56 | スカパーJ S A T 株式会社 |
| 57 | スター・キャット株式会社 |
| 58 | S t a r l i n k J a p a n 合同会社 |
| 59 | 株式会社 Z T V |
| 60 | ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 |
| 61 | ソフトバンク株式会社 |
| 62 | 多摩ケーブルネットワーク株式会社 |
| 63 | 知多メディアネットワーク株式会社 |
| 64 | 株式会社中海テレビ放送 |
| 65 | 中部テレコミュニケーションズ株式会社 |
| 66 | 株式会社ちゅピC O M |
| 67 | 土浦ケーブルテレビ株式会社 |
| 68 | 株式会社テレビ岸和田 |
| 69 | 株式会社テレビ松本ケーブルビジョン |
| 70 | 東京ケーブルネットワーク株式会社 |
| 71 | 株式会社T O K A I ケーブルネットワーク |
| 72 | 株式会社トコちゃんねる静岡 |
| 73 | 豊橋ケーブルネットワーク株式会社 |
| 74 | 株式会社長崎ケーブルメディア |
| 75 | 西尾張シーエーティーヴィ株式会社 |
| 76 | 株式会社日本ネットワークサービス |
| 77 | 株式会社ニューメディア |
| 78 | パナソニックアビオニクスコーポレーション |
| 79 | B A N - B A N ネットワークス株式会社 |
| 80 | B T V 株式会社 |
| 81 | ひまわりネットワーク株式会社 |
| 82 | 姫路ケーブルテレビ株式会社 |
| 83 | 株式会社ファイバーゲート |
| 84 | 株式会社ファミリーネット・ジャパン |
| 85 | 福井ケーブルテレビ株式会社 |
| 86 | 富士通株式会社 |
| 87 | 株式会社ベイ・コミュニケーションズ |
| 88 | 松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社 |
| 89 | ミクスネットワーク株式会社 |
| 90 | 宮崎ケーブルテレビ株式会社 |
| 91 | 山口ケーブルビジョン株式会社 |
| 92 | U Q コミュニケーションズ株式会社 |
| 93 | Y O U テレビ株式会社 |
| 94 | 横浜ケーブルビジョン株式会社 |
| 95 | 楽天モバイル株式会社 |
| 96 | 株式会社ワイ・アンド・ワイアレス |
| 97 | 株式会社ワイアレスゲート |
| 98 | Wireless C i t y P l a n n i n g 株式会社 |

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び
第二種負担金算定等規則第 3 条の規定に基づく許可申請書

T C A 支－B 0 0 5

令和 7 年 10 月 20 日

総務大臣

村上 誠一郎 殿

郵便番号

101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所

東京都千代田区神田小川町一丁目 10
興信ビル 2 F

いっぽんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしやきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

別紙のとおり、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

1 許可を受けたい事項

令和8年度においては、

- ① 第二種負担金の徴収は1回限りとするとともに、
- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額は令和8年3月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することとしたい。

このため、電気通信事業法（以下「法」という。）第110条の5第2項において準用する同法第110条第2項の規定に基づき基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たって、

- ① 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下「算定等規則」という。）第24条（第二種負担金の額の算定方法）第1項の規定によらずに、同項の規定に基づき総務大臣が定める告示（令和7年総務省告示第316号。以下「回線単価告示」という。）第1条（用語）第一号に定める申請単価を令和8年3月末の高速度データ伝送役務提供事業者ごとの算定対象回線数に乗することにより令和8年度において徴収すべき当該データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額の算定に用いるものとして算定すること（①及び②関連）
- ②算定等規則附則第3項（第二種負担金の額の算定の特例）の規定によらずに、同令第24条（第二種負担金の額の算定方法）第1項第二号に掲げる値として第二種負担金の算定までに同令第25条第1項の規定により総務大臣から通知された1か月分の算定対象回線数を用いること（①関連）

について、算定等規則第3条の規定に基づく許可を受けたいので、よろしく取り計らい願います。

2 許可を受けたい特別の理由

- ① 令和8年度における第二種負担金の徴収を1回限りとすることについて
支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額は、算定等規則第24条第1項において、同項第一号の回線単価に、同項第二号の算定対象回線数（同令第25条第1項の規定により総務大臣が支援機関に通知する回線数）の合計数を乗じる方法により算定することと規定されている。

同項第一号の回線単価である申請単価は、回線単価告示第1条第一号において、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、1月から12月までの月末の回線数をそれぞれ乗じること

により、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額の算定に用いるもの、と定義されている（①関連）。

また、同項第二号の算定対象回線数の合計数も同様に、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、同号において、第二種負担金の額の算定の直近の継続した12か月分の算定対象回線数の合計数であることが規定されており、また、本年度のように12か月分の通知がなされない場合については、同令附則第3項において、12か月分に換算すべきことが規定されている（②関連）。

仮に、これらの規定によって令和8年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、回線単価は1円となり、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、合計で約2,696百万円となる（試算：回線単価1円×224,674,290回線×12月）。これは、令和8年度に交付する交付金の額（148,582,129円）及び第二種支援業務に必要と見込まれる費用（140,401,000円）の合計である約289百万円の約9倍の水準であり、すなわち、今後、交付金の額や支援業務に必要な費用の額が大きく変わらないと仮定すれば、今後9年近くにわたり、新たな負担金を徴収せず、令和8年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付される続けることを意味することとなる。

これまでの累次の情報通信審議会の答申（注）によれば、第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の制度は、第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度であるとされており、この観点からは、数年間にわたる受益に応じた負担をある特定の年度に受益する者からのみ徴収することは適當とはいはず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同じ年度中に徴収することが適當である。

- （注）
- ・ 令和5年2月7日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申
 - ・ 令和6年3月28日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申

このため、令和8年度以降の複数年度において交付する交付金の原資を令和8年度中に徴収することとなることを回避するために、令和8年度における負担金の徴収を年間1回限りとすることとし、そのために、回線単価告示第1条第一号の規定によらず、令和8年度中に徴収する第二種負担金の算定に係る1か月分の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定するとともに、算定等規則附則第3項の規定によらず、第24条第1項第二号の算定対象回線数として令和7年6月末の1か月分の回線数を用いることには、特別の理由がある。

なお、この場合における回線当たりの第二種負担金の額は2円／年となることから、負担金の徴収を年間2回とし、1回あたり1円／回線を徴収する（2か月分の回線数を用いる）ことも考えられるが、上述の考え方方に加え、約100者が存在する負担金の徴収対象者における回線数の取りまとめや負担金の支払いといったコストを鑑みれば、2円／回線を年間1回に限り徴

収することがより適当である。

② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額を令和8年3月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たり用いる回線単価である申請単価は、上述のとおり、回線単価告示第1条第一号において、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、1月から12月までの月末の回線数をそれぞれ乗じることにより、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額の算定に用いるもの、と定義されている（①関連）。

令和8年度における第二種負担金の徴収を年間1回限りとすることについて特別の理由があることは上述の通りであるが、この場合において、当該1回に限り徴収する第二種負担金の額を何月末の対象回線数に基づきに算定するかについては別途検討の必要がある。

制度の趣旨からすれば、第二種交付金の交付は年度末までに交付すれば足りると考えられるが、その一方で、第二種適格電気通信事業者の財務上の安定にとって年度の早い時期に交付することが望ましく、このためには、当該交付金の原資となる第二種負担金の徴収も年度の早い時期に行なうことが望ましい。

また、第二種負担金の徴収を年間1回限りとするのであれば、当該負担金の額を算定するための総務大臣に対する回線数の報告も年に1回限りとすることも想定される。この場合、高速度データ伝送役務提供事業者98社のうち86社の事業年度末が3月31日であり、通常、各事業者は、少なくとも事業年度末には、回線数や契約数といったそれぞれの事業の状況を取りまとめるなどを勘案すれば、その報告は、令和7年度末とすることが、各事業者に新たな費用を発生させない観点から望ましい。

これらを合わせ考えれば、令和8年度における第二種負担金の徴収を年間1回限りとすることについて特別の理由がある限りにおいては、当該1回を令和7年度末（令和8年3月末）の回線数に基づくものとすることが望ましく、そのために、回線単価告示第1条第一号の規定によらず、令和7年度末（令和8年3月末）の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定することには特別の理由がある。

以上

(公印省略)

総 基 促 第 1 2 9 号
令 和 7 年 1 0 月 3 日

一般社団法人 電気通信事業者協会

会長 島田 明 殿

総 務 大 臣 村 上 誠 一 郎

通 知 書

電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第9条（第2号に係る部分に限る。）の規定により報告を受けた令和7年6月末の回線数等から第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）第25条第2項の規定により算定対象回線数を算出したので、同条第1項の規定に基づき別添のとおり通知する。

電気通信事業者・算定対象回線数一覧(令和7年6月末時点)

別添

(法人番号順)

| | 事業者名(全角) | 法人番号 | 合計 |
|----|--------------------------------|---------------|----|
| 1 | 株式会社NTTドコモ | 1010001067912 | |
| 2 | 富士通株式会社 | 1020001071491 | |
| 3 | 株式会社ジェイコム湘南・神奈川 | 1021001041922 | |
| 4 | 株式会社トコちゃんねる静岡 | 1080001002664 | |
| 5 | 株式会社シー・ティー・ワイ | 1190001015093 | |
| 6 | 株式会社大垣ケーブルテレビ | 1200001013376 | |
| 7 | 株式会社ケーブルテレビ富山 | 1230001000850 | |
| 8 | 山口ケーブルビジョン株式会社 | 1250001000584 | |
| 9 | 株式会社中海テレビ放送 | 1270001003395 | |
| 10 | BTV株式会社 | 1350001008353 | |
| 11 | UQコミュニケーションズ株式会社 | 2010401075423 | |
| 12 | 株式会社ケーブルテレビ品川 | 2010701009493 | |
| 13 | 株式会社ワイヤレスゲート | 2010701015153 | |
| 14 | 楽天モバイル株式会社 | 2010901041404 | |
| 15 | 株式会社広域高速ネット二九六 | 2040001047043 | |
| 16 | 宇都宮ケーブルテレビ株式会社 | 2060001000611 | |
| 17 | ケーブルテレビ株式会社 | 2060001016517 | |
| 18 | 株式会社ジェイコムウエスト | 2120001080845 | |
| 19 | イーブロードコミュニケーションズ株式会社 | 2120001106410 | |
| 20 | BAN-BANネットワークス株式会社 | 2140001045004 | |
| 21 | 姫路ケーブルテレビ株式会社 | 2140001060903 | |
| 22 | NTTビジネスソリューションズ株式会社 | 2180001016265 | |
| 23 | ひまわりネットワーク株式会社 | 2180301019091 | |
| 24 | 株式会社エネコム | 2240001006697 | |
| 25 | 株式会社ちゅピCOM | 2240001010501 | |
| 26 | 株式会社倉敷ケーブルテレビ | 2260001013097 | |
| 27 | 東京ケーブルネットワーク株式会社 | 3010001005192 | |
| 28 | JSAT MOBILE Communications株式会社 | 3010401077583 | |
| 29 | 株式会社ジェイコム東京 | 3011601002926 | |
| 30 | 株式会社TOKAIケーブルネットワーク | 3080101016348 | |
| 31 | 株式会社日本ネットワークサービス | 3090001001622 | |
| 32 | 株式会社エヌ・シィ・ティ | 3110001022995 | |
| 33 | 株式会社KCN京都 | 3130001036671 | |
| 34 | 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 | 3150001004809 | |
| 35 | グリーンシティケーブルテレビ株式会社 | 3180001000342 | |

| | 事業者名(全角) | 法人番号 | 合計 |
|----|----------------------|---------------|----|
| 36 | 西尾張シーエーティーヴィ株式会社 | 3180001096579 | |
| 37 | 株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス | 4010001139808 | |
| 38 | YOUテレビ株式会社 | 4020001030420 | |
| 39 | 株式会社JWAY | 4050001023917 | |
| 40 | CCNet株式会社 | 4180001050948 | |
| 41 | 松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社 | 4190001010554 | |
| 42 | 株式会社ケーブルネット下関 | 4250001005382 | |
| 43 | 山陰ケーブルビジョン株式会社 | 4280001000232 | |
| 44 | 株式会社ニューメディア | 4390001010047 | |
| 45 | 株式会社JTOWER | 5011001090314 | |
| 46 | 横浜ケーブルビジョン株式会社 | 5020001016303 | |
| 47 | 株式会社ジェイコム千葉 | 5040001029633 | |
| 48 | ミクスネットワーク株式会社 | 5180301001617 | |
| 49 | シーシーエヌ株式会社 | 5200001001872 | |
| 50 | 金沢ケーブル株式会社 | 5220001002035 | |
| 51 | 株式会社ジェイコム九州 | 5290001054994 | |
| 52 | 大分ケーブルテレコム株式会社 | 5320001000078 | |
| 53 | 沖縄セルラー電話株式会社 | 5360001000413 | |
| 54 | 株式会社愛媛CATV | 5500001000737 | |
| 55 | 株式会社ファミリーネット・ジャパン | 6011001048311 | |
| 56 | 湘南ケーブルネットワーク株式会社 | 6021001036637 | |
| 57 | 土浦ケーブルテレビ株式会社 | 6050001009484 | |
| 58 | NTTメディアサプライ株式会社 | 6120001104419 | |
| 59 | 中部テレコミュニケーションズ株式会社 | 6180001038116 | |
| 60 | スター・キャット株式会社 | 6180001038974 | |
| 61 | 株式会社ケーブルネット鈴鹿 | 6190001004959 | |
| 62 | 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 | 6310001005382 | |
| 63 | 宮崎ケーブルテレビ株式会社 | 6350001001741 | |
| 64 | 株式会社ケーブルメディアワイワイ | 6350001006872 | |
| 65 | OTNet株式会社 | 6360001000486 | |
| 66 | スカパーJSAT株式会社 | 7010401072259 | |
| 67 | イツツ・コミュニケーションズ株式会社 | 7011001016597 | |
| 68 | シンガポールテレコム・ジャパン株式会社 | 7013201010925 | |
| 69 | 上越ケーブルビジョン株式会社 | 7110001019055 | |
| 70 | NTT西日本株式会社 | 7120001077523 | |
| 71 | 知多メディアネットワーク株式会社 | 7180001094389 | |
| 72 | 福井ケーブルテレビ株式会社 | 7210001003635 | |

| | 事業者名(全角) | 法人番号 | 合計 |
|----|----------------------------|---------------|-------------|
| 73 | 株式会社QTnet | 7290001006977 | |
| 74 | 株式会社ファイバーゲート | 7430001029022 | |
| 75 | パナソニックアビオニクスコーポレーション | 7700150026412 | |
| 76 | Wireless City Planning株式会社 | 8010401088378 | |
| 77 | アルテリア・ネットワークス株式会社 | 8010401123151 | |
| 78 | ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 | 8010701005322 | |
| 79 | NTT東日本株式会社 | 8011101028104 | |
| 80 | 株式会社ジェイコム埼玉・東日本 | 8030001000848 | |
| 81 | エルシーブイ株式会社 | 8100001018222 | |
| 82 | 株式会社ペイ・コミュニケーションズ | 8120001035166 | |
| 83 | 豊橋ケーブルネットワーク株式会社 | 8180301006547 | |
| 84 | 株式会社キヤッチネットワーク | 8180301013915 | |
| 85 | 株式会社ZTV | 8190001000667 | |
| 86 | 射水ケーブルネットワーク株式会社 | 8230001012451 | |
| 87 | 株式会社ジェイコム札幌 | 8430001019773 | |
| 88 | ソフトバンク株式会社 | 9010401052465 | |
| 89 | Starlink Japan合同会社 | 9010403021575 | |
| 90 | KDDI株式会社 | 9011101031552 | |
| 91 | 多摩ケーブルネットワーク株式会社 | 9013101000215 | |
| 92 | 株式会社テレビ松本ケーブルビジョン | 9100001013643 | |
| 93 | 株式会社オプテージ | 9120001062589 | |
| 94 | 株式会社テレビ岸和田 | 9120101037177 | |
| 95 | 株式会社コミュニティネットワークセンター | 9180001066196 | |
| 96 | 株式会社長崎ケーブルメディア | 9310001001296 | |
| 97 | 株式会社秋田ケーブルテレビ | 9410001000214 | |
| 98 | 株式会社STNet | 9470001001883 | |
| | 合計 | | 224,674,290 |